官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○専修学校の専門課程又は専攻科のうち、当該課程を修了した者が大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準（文部科学一三八）　一
〔その他告示〕
○重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第三条第五項の規定に基づき対象施設の敷地等の指定を解除する件（内閣府一三三）　二
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務一四七）
○重要文化財を管理すべき団体を指定する件（文化庁二九）
○保安林の指定を解除する件（農林水産一八四八～一八五五）
○特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（同一八五六）
○高速自動車国道に関する件（国土交通一〇五三～一〇五六）
○道路に関する件（東北地方整備局九五、九六）
○道路に関する件（関東地方整備局二四八、二四九）
○都市計画に関する件（中部地方整備局一〇五）
○都市計画に関する件（九州地方整備局一三四、一三五）
○道路に関する件（北海道開発局九五、九六）
〔国会事項〕
〔人事異動〕
内閣府
〔叙位・叙勲〕
〔褒賞〕
〔官庁報告〕
官庁事項
関東地方整備局公示（関東地方整備局）
北海道開発局公示（北海道開発局）
労働
船員の特定最低賃金の改正に係る交通政策審議会の意見に関する公示（国土交通省最低賃金公示五）
国家試験
第五十八回核燃料取扱主任者試験の施行（原子力規制委員会）
第六十八回原子炉主任技術者試験筆記試験の施行（同）
国土調査の成果の認証の公告（国土交通省）
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（同）
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配一五三）
〔公告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係
会社その他

法規的告示

○文部科学省告示第百三十八号

学校教育法の一部を改正する法律（令和六年法律第五十号）及び学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（令和七年文部科学省令第二十一号）の施行に伴い、並びに学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十五条第一項第五号の規定に基づき、専修学校の専門課程のうち、当該課程を修了した者が大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準（平成十七年文部科学省告示第百三十八号）の全部を次のように改正する。

令和七年十二月八日　文部科学大臣　松本　洋平

専修学校の専門課程又は専攻科のうち、当該課程を修了した者が大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準

第一条　専修学校の専門課程のうち、当該課程を修了した者が大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準は、次に掲げる要件の全てを満たすこととする。

一　修業年限が四年以上であること。

二　全課程の修了に必要な総単位数が百二十四単位以上であること。

三　体系的に教育課程が編成されていること。

四　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百三十二条の二第二項に規定する評価（次条第四号において「第三者評価」という。）を行い、その結果を公表していること。

第二条　専修学校の専攻科のうち、当該課程を修了した者が大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準は、次に掲げる要件の全てを満たすこととする。

一　次のイからハまでに掲げる専修学校の専攻科の区分に応じ、当該イからハまでに定める特定専門課程（学校教育法第百二十五条の二

第一項に規定する特定専門課程をいい、当該専攻科を置く専修学校の特定専門課程に限る。）における教育との連続性に配慮した教育課程を編成していること。

イ　保健師又は助産師の養成を行う専攻科
　看護師の養成を行う特定専門課程

ロ　自動車整備士技能検定規則（昭和二十六年運輸省令第七十一号）第二条に規定する一級大型自動車整備士、一級小型自動車整備士又は一級二輪自動車整備士の養成を行う専攻科　同条に規定する二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士又は二級二輪自動車整備士の養成を行う特定専門課程

ハ　あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則（昭和二十六年文部省・厚生省令第二号）別表第二専門基礎分野の項第三号に規定する厚生労働大臣の指定したあん摩マッサージ指圧はりきゅう教員養成機関に係る専攻科　あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の養成を行う特定専門課程

二　当該専攻科の修業年限の年数と当該特定専門課程の修業年限の年数とを合算した年数が四年以上であること。

三　当該専攻科の単位数と当該特定専門課程の単位数とを合算した単位数が百二十四単位以上であること。

四　第三者評価を行い、その結果を公表していること。

附　則

１　この告示は、令和八年四月一日から施行する。

２　第一条の規定は、この告示の施行の日以後に専修学校の専門課程に入学する者について適用し、この告示の施行の日前に専修学校の専門課程に入学した者については、なお従前の例による。

その他告示

○内閣府告示第百三十三号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第三条第一項及び第二項の規定により平成二十八年内閣府告示第百六十八号をもって指定した対象施設の敷地及び当該対象施設に係る対象施設周辺地域について、次の対象危機管理行政機関に係る対象施設が対象施設でなくなったため、同条第五項の規定により指定を解除したので、同条第六項の規定により告示する。

令和七年十二月八日

内閣総理大臣　高市　早苗

内閣府の庁舎であって東京都港区赤坂五丁目二番二十号に所在するもの

○法務省告示第百四十七号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和七年十二月八日

法務大臣　平口　洋

津地方法務局所属　福田　勝
同　土性　敦
同　緒方　淳
同　羽田野　和孝
同　神田　浩行
同　山下　裕之
同　沼田　政行
同　鈴木　芳胤
同　朝山　泰秀
同　松山　佳弘
同　坂野　恵美
同　加藤　直人
同　蔦　啓一郎
同　泉代　洋一
同　内田　匡厚
同　丸尾　秀一
同　澤田　竜彦
金沢地方法務局所属　石原　寿記
同　太田　孝治
同　宮田　誠司
同　髙田　浩
同　谷田部　浩
富山地方法務局所属　神田　滋
同　草山　哲明
同　小島　直久
佐賀地方法務局所属　木村　幹人
同　横山　紫穂
長崎地方法務局所属　根占　聡哉
同　増永　俊朗
同　森　一朋
同　林　健児
大分地方法務局所属　二宮　宏光
同　土師実千秋
同　柳川　謙二
同　鈴石　勝彦
熊本地方法務局所属　羽田　豊光
同　橋本　修明
同　内田　武志
同　植田　浩行
同　武野　康代
同　舟川　勝美
鹿児島地方法務局所属　桂木　正樹
同　古賀　康之
同　馬場　潤
同　中澤　智
同　川野　達哉
同　伊藤　俊行
同　豊田　英一
宮崎地方法務局所属　大野　政徳
同　北野　彰
同　久保　朝則
同　池田　哲郎
那覇地方法務局所属　大澤　晃
同　渡口　鵜
同　植村　幹男
同　中里　直人

○文化庁告示第二十九号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第三十二条の二第一項の規定により、次の表に掲げる重要文化財を管理すべき地方公共団体として広川町を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和七年十二月八日

文化庁長官　都倉　俊一

名称	員数	指定告示	所有者	所有者の住所	所在の場所
濱口家住宅附・煉瓦塀	二基	平成二十六年九月十八日文部科学省告示第百三十一号	一般財団法人東濱口家住宅保護財団	和歌山県有田郡広川町広字三〇二番地一	和歌山県有田郡広川町大字南二九二番地一

○農林水産省告示第千八百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市小田木町モチ洗バ三二の五（国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千八百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　和歌山県海草郡紀美野町長谷宮字柳生谷一〇三四の三、一〇三七の三、一〇四〇の三、一〇四二の三、一〇四六の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千八百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県飯田市立石一三一五の一九〇

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千八百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県駿東郡小山町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁及び小山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　新潟県十日町市下組字山ノ越一二の三・一三の二・一三の三・一三の六（以上四筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、一二の二・一二の四・一三の四（以上三筆国有林）
二　保安林として指定された目的　雪崩の危険の防止
三　解除の理由　指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県庁及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　新潟県十日町市下組字山ノ越一三の二・一三の三（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　雪崩の危険の防止
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県庁及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　秋田県仙北市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を秋田県庁及び仙北市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　秋田県北秋田市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を秋田県庁及び北秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百五十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和七年三月七日農林水産省告示第三百六十二号（特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域））に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和七年十二月八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正前	改正後
すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）に関する令和７管理年度（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びみなみまぐろにあっては令和７年４月１日から翌年３月31日まで、ぶりに係る大臣管理区分にあっては令和７年７月１日から翌年６月30日まで、ぶりに係る都道府県における管理にあっては、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、大阪府、香川県及び大分県については令和７年４月１日から翌年３月31日まで、北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県については令和７年７月１日から翌年６月30日まで、くろまぐろ（東部太平洋条約海域）にあっては令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一～第四　（略） 第五　するめいか 一　（略） 二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係） 法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：トン） 都道府県　都道府県別漁獲可能量 北海道　3,898 （略）　（略）	すけとうだら太平洋系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）に関する令和７管理年度（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びみなみまぐろにあっては令和７年４月１日から翌年３月31日まで、ぶりに係る大臣管理区分にあっては令和７年７月１日から翌年６月30日まで、ぶりに係る都道府県における管理にあっては、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、大阪府、香川県及び大分県については令和７年４月１日から翌年３月31日まで、北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県については令和７年７月１日から翌年６月30日まで、くろまぐろ（東部太平洋条約海域）にあっては令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一～第四　（略） 第五　するめいか 一　（略） 二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係） 法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：トン） 都道府県　都道府県別漁獲可能量 北海道　3,698 （略）　（略）

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
（略）	（略）
するめいか大中型まき網漁業	786
（略）	（略）

第六～第八　（略）

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
（略）	（略）
するめいか大中型まき網漁業	986
（略）	（略）

第六～第八　（略）

○国土交通省告示第千五十三号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月八日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年十二月八日　国土交通大臣　金子　恭之

路線名　九州横断自動車道長崎大分線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
武雄市東川登町大字永野字釜谷四七九七番三	前	最大 八七 最小 五七	三八
	後	最大 九一 最小 五七	

○国土交通省告示第千五十四号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月八日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年十二月八日　国土交通大臣　金子　恭之

路線名　中央自動車道西宮線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
大津市馬場南町字石ケ谷三七一番三から同市馬場南町字大岩八丈敷三七二番三まで	前	最大 八二 最小 七五	三〇
	後	最大 九三 最小 七五	

○国土交通省告示第千五十五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月八日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年十二月八日　国土交通大臣　金子　恭之

路線名　中央自動車道西宮線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
湖南市菩提寺字八重谷三二七番一	前	最大 九一 最小 五〇	二三
	後	最大 九一 最小 七二	

○国土交通省告示第千五十六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月八日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年十二月八日　国土交通大臣　金子　恭之

路線名　東九州自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
霧島市国分広瀬字仮屋村下一五七二番三から同市国分広瀬字会所下一六一六番二まで	前	最大 六〇 最小 二八	四九七
	後	最大 二二〇 最小 三八	

○東北地方整備局告示第九十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月八日から二週間国土交通省東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十二月八日　東北地方整備局長　西村　拓

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　七号

三　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
能代市二ツ井町駒形字烏野上岱一番六から同市二ツ井町切石字厩ケ台二五〇番まで	一〇五・八一～一〇・五〇	一・三七七

四　指定する期日　令和七年十二月八日

○東北地方整備局告示第九十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月八日　東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　七号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
能代市浅内字浅内堤下一九〇番から同市二ツ井町切石字厩ケ台二五一番まで	前 A	一二・〇〇～一五四・六〇（メートル）
	B	二三・八〇～三二五・六〇
	C	一一・二〇～一二八・九〇
	後 A	一二・〇〇～一五四・六〇
	B	二三・八〇～三二五・六〇
	C	一一・二〇～一三七・八〇

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所

○関東地方整備局告示第二百四十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月八日　関東地方整備局長　橋本　雅道

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四百六十八号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
久喜市下早見字内谷一六八五番五から同市北青柳字深町九六三番一まで	前	一〇六・九七～二二二・四六（メートル）
	後	一〇六・九七～二〇〇・二七　〇・六〇〇（キロメートル）

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局北首都国道事務所

○関東地方整備局告示第二百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十二条の規定により一般国道の改築工事を本整備局長において次のとおり開始するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第一項の規定により告示する。

令和七年十二月八日　関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	工事区間	工事の種類	工事開始の期日
百二十一号	日光市西川から同市川治温泉滝まで	改築	令和七年十二月八日

○中部地方整備局告示第百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十二月八日　中部地方整備局長　森本　輝

一　施行者の名称　愛知県
二　都市計画事業の種類及び名称　尾張都市計画道路事業三・三・二号北尾張中央道
三　事業施行期間　自令和七年十二月八日至令和十九年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　愛知県一宮市松降通八丁目並びに常願通四丁目、五丁目、六丁目及び七丁目並びに枠札町四丁目並びに貴船町四丁目並びに寺島町二丁目並びに観音町地内
　使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十二月八日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

一　施行者の名称　熊本県
二　都市計画事業の種類及び名称　令和五年九州地方整備局告示第四十一号荒尾都市計画道路事業三・四・十二号万田下井手線
三　事業施行期間　自令和五年三月八日至令和十二年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　令和五年九州地方整備局告示第四十一号の事業地のうち熊本県荒尾市原万田字妙見、字袴嶽、字水ノ手、字辻及び字星ケ谷地内において事業地を変更する。
　使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十二月八日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

一　施行者の名称　福岡県
二　都市計画事業の種類及び名称　令和二年九州地方整備局告示第十八号筑後中央広域都市計画道路事業三・三・二十三―十号堤上野線
三　事業施行期間　自令和二年二月二十八日至令和十二年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　なし

○北海道開発局告示第九十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月八日　北海道開発局長　遠藤　達哉

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百三十四号	北海道斜里郡小清水町字神浦二二五番一から網走市字栄三一二番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北海道開発局及び同局網走開発建設部

供用開始の期日　令和七年十二月八日

○北海道開発局告示第九十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月八日　北海道開発局長　遠藤　達哉

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百三十五号及び二百三十七号	北海道沙流郡日高町富川東二丁目九三三番一から同町富川東二丁目九三九番一まで	北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

供用開始の期日　令和七年十二月八日

国会事項

衆議院

質問書提出

十二月四日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

ＳＳ（サービスステーション）を経営している中山間地の事業者に対するガソリン価格への支援に関する質問主意書（神津たけし提出）

日韓の文化財返還問題に関する質問主意書（上村英明提出）

太陽光発電と建築基準法に関する再質問主意書（島田洋一提出）

特別児童扶養手当の所得制限に関する質問主意書（丸尾圭祐提出）

「青森県との高レベル放射性廃棄物搬出期限の約束を守る件」及び「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」に関する質問主意書（山崎誠提出）

「リサイクル燃料貯蔵（株）に関する使用済核燃料搬入・搬出計画」及び「六ヶ所再処理工場」に関する質問主意書（山崎誠提出）

参議院

議事日程

十二月五日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第八号

令和七年十二月五日（金曜日）

午前十時開議

第一　気象業務法及び水防法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第二　医療法等の一部を改正する法律案（第二百十七回国会内閣提出、第二百十九回国会衆議院送付）

報告書提出

十二月四日委員長から次の報告書を提出した。

気象業務法及び水防法の一部を改正する法律案（閣法第四号）審査報告書

医療法等の一部を改正する法律案（第二百十七回国会閣法第二一号）審査報告書

人事異動

内閣府

伊川　正樹　加藤　友佳　神林　克明
坂巻　綾望　柴　由花　柘植　里恵
辻　美枝　鶴田　泰三　成澤　信彦
春田　泰徳　峯岸　秀幸　吉田　博之
勝又壮太郎　河合　篤男　鈴木　正明
竹内　倫和　西村　友幸　若林　隆久
阿萬　弘行　岩壷健太郎　鈴木　健嗣
芹田　敏夫　柳瀬　典由　山田　和郎
秋山　太郎　井深　陽子　古川　徹也
滝澤　美帆　田中茉莉子　八木　匡
石田　剛　都筑　満雄　中谷　崇
堀川　信一　村田　大樹　稲葉　由之
各務　和彦　勝浦　正樹　佐藤　美佳
元山　斉　中野　秀俊

令和八年公認会計士試験試験委員に任命する

任期は令和八年十一月三十日までとする（各通）

浅野　敬志　浅見　裕子　石川　業
市川　紀子　梅原　秀継　大録　宏行
加井　久雄　齊野　純子　清水　泰洋
神納　樹史　鈴木　和仁　千﨑　育利
園生　裕之　中野　秀俊　中山　重穂
西山　一弘　菱山　淳　宮治　哲司
山内　暁　湯川　喜雄　荒井　謙二
生越栄美子　潮　清孝　庵谷　治男
尾﨑　隆之　川端　稔　熊谷　康司
佐々木郁子　篠田　朝也　籏本　智之
前田　陽　渡邊　章好　井上　普就
今井　泰弘　上野　直樹　岸　牧人
島　信夫　田口　聡志　濱本　明
林　一平　原科　博文　藤原　英賢
峯　敬　安田　忍　今川　嘉文
大久保拓也　河村　賢治　笹岡　愛美
品谷　篤哉　髙木　康衣　髙橋　真弓
原　郁代　藤嶋　肇　松尾　健一
矢﨑　淳司　若林　泰伸

令和九年公認会計士試験試験委員に任命する

任期は令和九年十一月三十日までとする（各通）

（以上十二月一日）

叙位・叙勲

○叙位

（国立大学法人職員）

従四位に叙する

林　高宣

正五位に叙する

多田　省一

大田　正　高田　吉夫

従五位に叙する（各通）

中島　資夫

小林　清一　長岡　修

正六位に叙する（各通）

村井太美雄

（三条市公立学校長）

鋤柄　進　高橋　聖一

谷野　由枝　冨山　嶋三

前川　貞夫

従六位に叙する（各通）

市川　俊一

乙川　尚史

田中　泰良

七澤　久一

張間　洋一

正七位に叙する（各通）

吉本　興市

稲田　治雄　木村　忠雄

谷畑　幸藏　若松　登

従七位に叙する（各通）（以上十月三十日）

信夫　正三

土井　勝二

正四位に叙する

野村　敬明

正五位に叙する（各通）

八嶋　健三

阿部　幹男　工藤　良憲

須澤　眞廣

坪坂　昇　水口　享

従五位に叙する（各通）

秋元　郁雄　秋山　一夫

木村　信雄

小池欣太郎　田上　悦郎

濱口　宏

前井　繁　和田　賢次

正六位に叙する（各通）

安藤　修二　池田　敬

岩坪　博勝

漆谷　悦男　塩川日出東

柴田　守

高橋　誠　野村　幸弘

堀　雅隆

宮川　喜義

従六位に叙する（各通）

嘉数　良雄　小高　猛

中野　豊

正七位に叙する（各通）

（准陸尉）

加治木　勉

國京　伸浩

福田　伸一

従七位に叙する（各通）（以上十月三十一日）

正四位に叙する

（岐阜大学名誉教授）

（久留米工業高等専門学校名誉教授）

大和谷　毅

工藤　忠明

従四位に叙する（各通）

伊藤　敏雄　鈴木　健一

萩原　武

従五位に叙する（各通）

川原　育夫

丸山　毅一

古市　公威

正六位に叙する（各通）

中野　基文

井納　澄男　岡田　耕二

松本　徳巳

河本　春生　北村　政巳

小川　榮吉

鈴木　欣一　芹澤　眞澄

古賀　美文

高野倉浩二　田村　直之

園田　英夫

藤瀬　武　松田　裕一

津田　輝行

三輪　章二

従六位に叙する（各通）

内山　勝隆

鳥本　惠二

原田　好幸

堀　建三

正七位に叙する（各通）

渡邊　博彰

従七位に叙する（以上十一月一日）

（群馬大学名誉教授）

桑原　信弘

正四位に叙する

石井　武夫　北野　寛治

濱田　浩

従五位に叙する（各通）

伊藤　鉚三

宇多村　譲

春日　俊雄

金子　勇

（浦添市議会議員）

比嘉　武宏

吉松　正雄

正六位に叙する（各通）

新井　靖夫　上田　勝彦

臼澤　修一

江藤　和男　大谷　博仁

大矢　義男

滝波　利博　竹原　光則

従六位に叙する（各通）

石川　正夫　國武　基久

小泉　幸雄

提　省已　砂川　朝春

正七位に叙する（各通）

高橋　良二　西内　一

道畑　和見

従七位に叙する（各通）（以上十一月二日）

劒地　一雄

従五位に叙する

佐藤　博幸

正六位に叙する

一宮　昭宏　小泉十九三

原　拓司

正七位に叙する（各通）（以上十一月三日）

梶原梶之助　高橋　利夫

湯浅　隆

正六位に叙する（各通）

（五所川原市議会議員）　鳴海　初男
従六位に叙する
岡林　隆志　奥野　博昭　田部井暉明
正七位に叙する（各通）（以上十一月四日）
大坪　信廣　寒川　成也
正七位に叙する（各通）（十一月六日）
○叙勲
旭日小綬章を授ける（十月三十日）
大田　正
旭日中綬章を授ける
八嶋　健三
旭日小綬章を授ける（以上十月三十一日）
工藤　良憲
（京都府宇治田原町議会議員）　淺田　晃弘
城谷　義文
旭日単光章を授ける（各通）（十一月一日）
（浦添市議会議員）　比嘉　武宏
旭日双光章を授ける
坂口　忠士
旭日単光章を授ける（以上十一月二日）
佐藤　博幸
旭日双光章を授ける
大重　玄正
旭日単光章を授ける（以上十一月三日）
（五所川原市議会議員）　鳴海　初男
旭日双光章を授ける
吉田　禮治
旭日単光章を授ける（以上十一月四日）
（国立大学法人職員）　林　高宣
瑞宝小綬章を授ける
市川　俊一
乙川　尚史
谷野　由枝
若松　登
瑞宝双光章を授ける（各通）
稲田　治雄　木村　忠雄
信夫　正三　吉本　興市
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月三十日）
須澤　眞廣
瑞宝小綬章を授ける
秋元　郁雄　秋山　一夫
小池欣太郎　野村　幸弘　阿部　幹男
水口　享　濱口　宏
瑞宝双光章を授ける（各通）
（三条市公立学校長）
小林　清一　多田　省一
村井太美雄　山川　隆
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月三十一日）
（国立大学法人職員）　林　高宣
瑞宝小綬章を授ける
市川　俊一
乙川　尚史
谷野　由枝
若松　登
瑞宝双光章を授ける（各通）
稲田　治雄　木村　忠雄
信夫　正三　吉本　興市
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月三十日）
須澤　眞廣
瑞宝小綬章を授ける
秋元　郁雄　秋山　一夫
小池欣太郎　野村　幸弘　阿部　幹男
水口　享　濱口　宏
瑞宝双光章を授ける（各通）
（三条市公立学校長）
小林　清一　多田　省一
村井太美雄　山川　隆
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月三十一日）
（岐阜大学名誉教授）　工藤　忠明
瑞宝小綬章を授ける
井納　澄男　金居　章甫　進士　暢夫
芹澤　眞澄　原田　好幸　古市　公威
松田　裕一　丸山　毅一
瑞宝双光章を授ける（各通）
高野倉浩二　堀　建三　山本　兼雄
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十一月一日）
伊藤　鉚三　上田　勝彦　春日　俊雄
金子　勇　提　省已　滝波　利博
瑞宝双光章を授ける（各通）
小泉　幸雄　西内　一　道畑　和見
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十一月二日）
一宮　昭宏
瑞宝単光章を授ける（十一月三日）
奥野　博昭
瑞宝双光章を授ける
岡林　隆志
瑞宝単光章を授ける（以上十一月四日）
大坪　信廣
瑞宝単光章を授ける（十一月六日）
（准陸尉）
安藤　修二　岩坪　博勝
福田　伸一　堀　雅隆　馬渡　正明　國京　伸浩

褒賞

紺綬褒章
公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年十一月二十二日、紺綬褒章を授かった者は、次のとおりである。
後藤キミヨ　原　節義　矢内アヤ子
堀江　裕介　深沢　崇　中内まどか
阿尾　浩和　西川　茂樹　山口勘十郎
神野　洋平　渥美　武男　名古　正江
阪川　忠文　川崎　賢祥　大塚　哲夫
梶　明子　大出　孝博　大木　庸男
菊地　久子　井上　善也　加藤　賢
中村　仁彦　土肥野浩之　小室久美子
藤本　兵馬　和地　徳子　市來　直人
齊藤　正幸　中島眞紀子　渋谷　雅典
鈴木　邦芳　西田　則　玉井　浩一
中村　豊　島田　直樹　大久保美智子
伊藤　正人　木之下　誠　穂井田春美
進藤　勝久　大橋　均　安井　喜秀
寺崎善次郎　岡田　眞明　森　真由美
藤掛　馨　丸山　雅樹　栗原　勝
辻　庸介　柴田　昇　南文　雅貴
本田　安子　金子　文子　池ノ内貴美子
褒章条例第一条により紺綬褒章を授ける（各通）
紺綬褒章並びに賞杯
公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年十一月二十二日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者又は贈与された者は、次のとおりである。
小西　可南　森江　安　岡本　依大
建部　好治　安井　仲雄　今井　芳博
富樫　明　米田多智夫　鶴見　俊彦
褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）
中華人民共和国人　陸　国偉
褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を贈与する
紺綬褒章飾版
公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年十一月二十二日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。
菊谷　功　和田　泰治　岸　浩司
井崎スヱ子　土子　正良　坂口　美鈴
岡崎眞理子　池　俊明　山田　正剛
中嶋　洋　佐々井浩志　高木　茂行
小澤　正実　山崎　惠　松田　芳己
藤沢　昭和　植田　勝典　森本　大
内藤　弘康　松尾　勝馬
褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）
鬼頭　和也　四方　祥樹
褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版四個を授ける（各通）
堀　義人　久納　昇辰　長澤美惠子
褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）
紺綬褒章飾版並びに賞杯
公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年十一月二十二日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。
福嶋　康博　山田　英生　佐々田正徳
三浦　明範　橋本　太乙　牧　廣美
長谷川智彦　谷川政一郎
褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

褒状
公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年十一月二十二日、褒状を授かった者は、次のとおりである。
株式会社アートマン計画事務所
株式会社アゲイン・テック
エックスサーバー株式会社
株式会社ムサシ
株式会社ムゲンエステート
森トラスト株式会社
岩城製薬株式会社
中外製薬株式会社
リゾートトラスト株式会社
辰村商事株式会社
小太郎漢方製薬株式会社
ＴＡＮＡＫＥＮ株式会社
橋本産業株式会社
日本遊技機工業組合
青池水産株式会社
新和商事株式会社
ゼビオホールディングス株式会社
東洋システム株式会社
株式会社ジェイエイシーリクルートメント
株式会社山田養蜂場
株式会社ヒラノのタマゴ
株式会社ミラタップ
株式会社つくば電気通信
株式会社バルコム
大崎設備工業株式会社
株式会社ビッグサン
坂本産業株式会社
西日本ポートリー株式会社
ネッツトヨタ南海株式会社
トヨタカローラ南海株式会社
株式会社スチールハブ
株式会社岡山製紙
株式会社八神製作所
株式会社あきんどスシロー
株式会社ＲＳ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｉｅｓ

ディップ株式会社
湧別漁業協同組合
常呂漁業協同組合
有限会社宇田ミート
渡辺パイプ株式会社
マルスイホールディングス株式会社
伸和コントロールズ株式会社
パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社
トヨタすまいるライフ株式会社
株式会社ＣＰＡ　Ａｌｌｉａｎｃｅ
播州信用金庫
岐阜電力株式会社
野村アセットマネジメント株式会社
株式会社アンビションＤＸホールディングス

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

株式会社アイ工務店
大東建託株式会社

褒章条例第二条により褒状二枚を授ける（各通）

株式会社大塚商会

褒章条例第二条により褒状三枚を授ける

追賞褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年十一月二十二日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

故岩井薫遺族　岩井　一雄
故高谷岩男遺族　山岸　洋子
故古川聰惠遺族　藤田　尚徳
故山本道雄遺族　山本　康平
故高木真理子遺族　海津　隆哉
故石川たけ遺族　石川　潤

褒章条例第六条により褒状を授ける（各通）

追賞賜杯

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年十一月二十二日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故梅田輝世遺族　高橋　幸
故大谷なほみ遺族　平田　初子
故根本久美子遺族　松本惠美子

褒章条例第六条により木杯一組台付を授ける（各通）

官　庁　報　告

官　庁　事　項

関東地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年十二月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月八日　関東地方整備局長　橋本　雅道

㈠	道路の種類	一般国道
㈡	路線名	四号
㈢	占用を制限する区域	栃木県那須郡那須町大字豊原乙字川東二九八五番一から同町大字豊原乙字道西六一六番一まで
㈣	制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。） ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
㈤	占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
㈥	占用の制限の開始の期日	令和七年十二月九日
㈦	図面縦覧場所	関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

北海道開発局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年十二月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月八日　北海道開発局長　遠藤　達哉

㈠	道路の種類	一般国道
㈡	路線名	三百三十四号
㈢	占用を制限する区域	北海道斜里郡小清水町字神浦二二五番一から網走市字栄三一二番一まで
㈣	制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。） ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。
㈤	占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
㈥	占用の制限の開始の期日	令和七年十二月八日
㈦	図面縦覧場所	北海道開発局及び同局網走開発建設部

労　働

船員の特定最低賃金の改正に係る交通政策審議会の意見に関する公示

国土交通省最低賃金公示第５号

交通政策審議会から全国内航鋼船運航業最低賃金（平成８年運輸省最低賃金公示第５号）、海上旅客運送業最低賃金（平成８年運輸省最低賃金公示第６号）及び漁業（かつお・まぐろ）最低賃金公示第６号）の改正について答申があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第４項の規定により準用する同法第11条第１項及び船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第７条第１項の規定により、その要旨を公示する。

答申による意見に係る船員又はこれを使用する船舶所有者（船員法（昭和22年法律第100号）第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）であって、この意見に異議のある者は、異議の内容及び理由を記載した書面（様式任意）に異議申出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して本日から15日以内に国土交通省海事局船員政策課「郵便番号100－8918東京都千代田区霞が関二丁目１番３号」あて提出されたい。

令和７年12月８日　国土交通大臣　金子　恭之

交通政策審議会の意見（要旨）

1．全国内航鋼船運航業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額として、それぞれ、職員「267,950円」を「276,450円」に、ただし書の課程修了後の勤務期間が一定の期間に満たない職員「251,500円」を「260,000円」に、部員「209,350円」を「217,850円」に、ただし書の海上経歴３年未満の部員「200,050円」を「208,550円」に改正することが適当である。

2．海上旅客運送業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額として、それぞれ、職員（事務部職員を除く。）「264,750円」を「273,250円」に、事務部職員「209,750円」を「218,250円」に、部員「201,900円」を「210,400円」に改正することが適当である。

3．漁業（かつお・まぐろ）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額として、１人歩船員「213,300円」を「224,000円」に改正することが適当である。

国　家　試　験

第58回核燃料取扱主任者試験の施行

第58回核燃料取扱主任者試験の施行について、核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第20号）第２条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年12月８日　原子力規制委員会委員長　山中　伸介

1．日時及び課目

	（10時00分から12時00分まで）	（13時30分から15時30分まで）
令和８年３月２日（月）	核燃料物質に関する法令	核燃料物質の化学的性質及び物理的性質
令和８年３月３日（火）	核燃料物質の取扱いに関する技術	放射線の測定及び放射線障害の防止に関する技術

2．場所　ビジョンセンターグランデ東京浜松町（東京都港区芝大門１―13―９ＵＤ芝大門ビル）

3．受験の申込期間　令和８年１月５日（月）から令和８年１月19日（月）まで（必着）

4．受験の申込手続　原子力規制委員会ホームページ（以下単に「ホームページ」という。）に掲載される受験要領を熟読し、受験申込書及び履歴書の他、必要書類を簡易書留等追跡が可能な方法で提出すること。受験要領及び必要書類の様式類は、ホームページからダウンロードすること。なお、希望者に対しては申出により原子力規制委員会原子力安全人材育成センター規制研修課が交付する。

5．受験料の納付　47,700円を納入告知書により納付すること。

6．合格者の発表　令和８年６月頃に官報で公告し、同時に核燃料取扱主任者免状を本人に送付する。

7．留意事項　試験の実施に関する情報については、ホームページに最新の情報を掲載する。なお、希望者に対しては申出により個別に対応を行う。

8．受験申込書等送付先及び問合せ先　原子力規制委員会原子力安全人材育成センター規制研修課　〒106―8450　東京都港区六本木１―９―９　六本木ファーストビル20階　（電話）03―6277―6924

第68回原子炉主任技術者試験筆記試験の施行

第68回原子炉主任技術者試験筆記試験の施行について、原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則（昭和53年総理府令第51号）第４条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年12月８日

原子力規制委員会委員長　山中　伸介

1．日時及び課目

	（10時00分から12時30分まで）	（13時30分から16時00分まで）
令和８年３月16日（月）	原子炉に関する法令	原子炉理論
令和８年３月17日（火）	原子炉の設計	原子炉の運転制御
令和８年３月18日（水）	原子炉燃料及び原子炉材料	放射線測定及び放射線障害の防止

2．場所　ビジョンセンターグランデ東京浜松町（東京都港区芝大門１―13―９ＵＤ芝大門ビル）

3．受験の申込期間　令和８年１月５日（月）から令和８年１月19日（月）まで（必着）

4．受験の申込手続　原子力規制委員会ホームページ（以下単に「ホームページ」という。）に掲載される受験要領を熟読し、受験申込書及び履歴書の他、必要書類を簡易書留等追跡が可能な方法で提出すること。受験要領及び必要書類の様式類は、ホームページからダウンロードすること。なお、希望者に対しては申出により原子力規制委員会原子力安全人材育成センター規制研修課が交付する。

5．受験料の納付　52,100円を納入告知書により納付すること。

6．合格者の発表　令和８年６月頃に官報で公告し、同時に筆記試験合格証を本人に送付する。

（備考）　口答試験の施行については追って官報で公告するが、令和８年９月頃に東京都区内で実施する予定である。

7．留意事項　試験の実施に関する情報については、ホームページに最新の情報を掲載する。なお、希望者に対しては申出により個別に対応を行う。

8．受験申込書等送付先及び問合せ先　原子力規制委員会原子力安全人材育成センター規制研修課　〒106―8450　東京都港区六本木１―９―９　六本木ファーストビル20階　（電話）03―6277―6924

国土調査の成果の認証の公告

国土地理院が行つた国土調査の結果作成された次の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により令和七年十一月二十日付けをもつて認証したので、同条第四項の規定により公告する。

令和七年十一月八日

国土交通大臣　金子　恭之

都道府県名	基準点測量成果簿の名称	基準点網図の名称	実施地域
岩手県	盛岡地区	盛岡	盛岡市
	遠野地区	大迫、土淵	遠野市
山形県	米沢地区	米沢	米沢市
栃木県	市貝地区	烏山	市貝町
岐阜県	高山朝日第１地区	高山	高山市
	高山朝日第２地区	高山	高山市
	高山高根地区	高山、乗鞍岳	高山市
	七宗地区	金山	七宗町
兵庫県	稲美地区	高砂	稲美町
	稲美町印南地区	高砂	稲美町
鳥取県	八頭地区	若桜	八頭町
	智頭地区	智頭、坂根	智頭町
広島県	庄原地区	庄原、上下	庄原市
徳島県	上勝地区	雲早山	上勝町、神山町
香川県	観音寺地区	観音寺	観音寺市
高知県	大豊地区	本山	大豊町、本山町
	宿毛地区	宿毛	大月町
福岡県	宮若地区	直方	宮若市
熊本県	菊池地区	八方ヶ岳、菊池	菊池市
	御船地区	御船、砥用	御船町
	山都地区	御船、高森	山都町
大分県	佐伯地区	臼杵、佐伯	佐伯市
鹿児島県	南大隅地区	辺塚	南大隅町
	肝付地区	大根占	肝付町

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、滋賀労働局の関係事業主を代表する者廣村正人の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名いたしたいので、資格がある事業主の団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

令和７年12月８日

厚生労働大臣　上野賢一郎

記

１　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業の事業主が加入している事業主の団体であって、滋賀労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

３　推薦締切日　令和７年12月17日

４　推薦書及び添付書類提出先　滋賀労働局労働基準部労災補償課

様式

令和　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

㈜１　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入すること。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

（備考）

１　提出部数は正副２通とすること。

２　履歴書２通を添付すること。

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、東京労働局の関係労働者を代表する者清野彰の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名いたしたいので、資格がある労働者の団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

令和７年12月８日

厚生労働大臣　上野賢一郎

記

１　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業の労働者が加入している労働者の団体であって、東京労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

３　推薦締切日　令和７年12月17日

４　推薦書及び添付書類提出先　東京労働局労働基準部労災補償課

様式

令和　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

㈜１　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入すること。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

（備考）

１　提出部数は正副２通とすること。

２　履歴書２通を添付すること。

法務省告示第百五十三号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

令和七年十二月八日　法務大臣　平口　洋

住所　埼玉県蕨市

林燕　平成２年１月14日生

蔡昕妤　平成25年９月17日生

蔡昕玥　平成28年１月19日生

蔡昕宸　令和３年９月４日生

住所　兵庫県尼崎市

李恵　平成２年９月29日生

住所　埼玉県志木市

ド・クック・バオ　昭和59年４月15日生

ド・キュン・アィン　平成26年８月１日生

住所　大阪市東淀川区

ルゥ・トァイ・ファット　平成６年５月10日生

住所　東京都昭島市

シンゴウ・アイナ　平成15年３月８日生

住所　佐賀県鳥栖市

宋松　昭和48年３月９日生

住所　川崎市宮前区

李望美　平成４年１月14日生

住所　神奈川県鎌倉市

エルダ・ベアトリス・フィゲレド・タナカ・フェルナンデス・デ・フジクラ　昭和44年１月27日生

住所　福岡市東区

モハンマド・シェローズ・ハーン　平成３年11月９日生

住所　京都市下京区

ユエン・ベティー・ペック・ケー　昭和26年12月13日生

住所　埼玉県川口市

陳文青　昭和43年12月18日生

住所　兵庫県姫路市

許攸羽　平成３年12月20日生

住所　茨城県筑西市

カンナンガラ・アーラッチゲ・チューラン・ブッディカ・サンダルワン　平成元年10月31日生

住所　千葉県市川市

サシ・カルキ　平成２年11月15日生

住所　埼玉県入間郡毛呂山町

張徳州　平成10年11月18日生

住所　横浜市鶴見区

ルシア・サチコ・ヨシダ・ヤマシタ　昭和36年８月８日生

住所　横浜市磯子区

エリアネ・エミコ・ホンダ・マキヤマ　昭和51年８月16日生

ニコレ・ユキ・マキヤマ　平成10年２月12日生

住所　横浜市旭区

呉曙光　平成３年１月18日生

住所　横浜市磯子区

エドガル・リュウ・ウエスギ・エンシソ　平成17年７月27日生

住所　大阪市西成区

文成子　昭和46年６月４日生

住所　大阪市東住吉区

趙美佐子　昭和32年10月１日生

住所　大阪市天王寺区

車純基　平成５年２月14日生

金郁美　平成３年５月18日生

車智宇　令和６年９月13日生

住所　大阪府豊中市

鄭東一　昭和27年５月11日生

鄭陽子　平成３年１月22日生

住所　大阪府豊中市

裵尚実　昭和62年１月４日生

住所　大阪市東住吉区

李彰寛　平成９年９月30日生

住所　広島県三原市

李貴連　昭和29年３月６日生

住所　東京都江戸川区

高鵬　昭和53年10月22日生

姜玲　昭和52年３月３日生

住所　東京都北区

アスミン・スレスタ　平成４年８月７日生

住所　横浜市青葉区

申龍水　昭和24年１月17日生

金貞子　昭和31年12月17日生

住所　群馬県邑楽郡大泉町

オオニシ・イッセイ　平成31年４月１日生

住所　東京都豊島区

全敬梅　平成２年８月26日生

住所　東京都足立区

車海燕　昭和57年12月14日生

住所　東京都江東区

林鶯　昭和49年１月12日生

住所　大阪市此花区

孫慶志　平成３年２月21日生

住所　大阪府東大阪市
　趙美津江　昭和49年５月15日生
住所　東京都葛飾区
　ファテマ・トゥズ・ジョウラ　昭和57年１月１日生
住所　神戸市長田区
　文和愛　昭和56年４月13日生
住所　兵庫県加古川市
　バネッサ・ユミ・ホリ　平成９年４月24日生
住所　広島市西区
　王笑甜　昭和63年３月13日生
住所　熊本県菊池郡大津町
　オム・プラカシュ・チャンド　平成６年10月24日生
住所　山口県岩国市
　ディソン・ヒロ　平成８年10月１日生
住所　東京都板橋区
　河知愛　昭和46年６月５日生
住所　東京都荒川区
　崔成樹　平成９年６月26日生
住所　東京都荒川区
　崔里奈　平成12年９月４日生
住所　東京都杉並区
　舒天琳　平成17年４月21日生
住所　東京都大田区
　ファム・クアン・ヴィン　平成12年４月24日生
住所　福岡市西区
　閏超　平成11年９月３日生
住所　福岡県久留米市
　ラメシュ・ラワル　平成４年９月20日生
住所　静岡県御殿場市
　ガレンプラ・ガマララゲ・チヤラカ・ウデシ・ジヤシンハ　平成９年６月10日生
住所　東京都文京区
　ユバラジ・アディカリ　平成４年７月18日生
住所　大阪市淀川区
　沈紀子　昭和45年３月21日生
住所　埼玉県三郷市
　金龍昇　昭和30年１月17日生
　文幸子　昭和30年４月16日生
　金聖子　昭和58年２月14日生
　金寿美　昭和60年２月20日生
住所　埼玉県川口市
　金知枝　平成２年11月１日生
住所　埼玉県狭山市
　デロス・サントス・トロゴ・ジャニン　平成３年２月25日生
住所　さいたま市浦和区
　魯金　昭和52年11月22日生
　楊周仙　昭和45年７月11日生
　魯正勲　平成22年２月15日生
住所　埼玉県川口市
　申金珠　昭和40年８月12日生
住所　埼玉県入間市
　魏財　平成８年11月29日生
住所　静岡県富士市
　エイ・エイ・ハン　平成４年７月12日生
住所　広島県安芸郡府中町
　マリセル・エストラダ・カギモト　昭和54年６月８日生

公　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
令和７年12月８日
四国地方整備局長　豊口　佳之
1　処分をした年月日　令和７年11月14日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　正和商事株式会社　門屋　早人　愛媛県松山市高岡町96　国土交通大臣許可（般―06）第3083号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取り消し（建築工事業に関る一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和７年11月14日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和７年（家）第７２３９２号
東京都港区赤坂２丁目３番５号
申立人　株式会社東京スター銀行
本籍東京都世田谷区成城３丁目1285番地、最後の住所東京都世田谷区成城３丁目22番17号、死亡の場所東京都目黒区、死亡年月日令和７年１月11日、出生の場所東京府東京市渋谷区、出生年月日昭和15年１月１日、職業不明
被相続人　亡　中條　富子
事務所東京都中央区銀座８丁目12番10号銀座槇町ビル10階　弁護士法人つくし
相続財産清算人　弁護士　康　　仙華
催告期間満了日　令和８年６月30日
東京家庭裁判所

令和７年（家）第７２８１４号
東京都渋谷区桜丘町17―６渋谷協栄ビル７階
申立人　櫻井　光政
本籍富山県富山市水橋平塚69番地、最後の住所東京都大田区鵜の木２丁目20番13号Ｈ１ビル２　205、死亡の場所東京都大田区、死亡年月日令和６年11月21日、出生の場所東京都渋谷区、出生年月日昭和26年１月31日、職業無職
被相続人　亡　毛利　博幸
事務所東京都千代田区神田須田町１丁目13番８号加納ビル４階　東京まどか法律事務所
相続財産清算人　弁護士　小島　伸夫
催告期間満了日　令和８年６月30日
東京家庭裁判所

令和７年（家）第３０６３号
静岡県菊川市古谷465番地の１
申立人　宮城　力弘
本籍静岡県菊川市古谷707番地、最後の住所静岡県菊川市古谷707番地、死亡の場所静岡県藤枝市、死亡年月日令和５年８月13日、出生の場所長野県小県郡禰津村、出生年月日昭和18年８月26日、職業無職
被相続人　亡　宮城　直志
静岡県浜松市中央区連尺町217番地12　小島屋ビル１Ｆ　司法書士倉田和宏事務所
相続財産清算人　司法書士　倉田　和宏
催告期間満了日　令和８年６月26日
静岡家庭裁判所掛川支部

令和７年（家）第７６２４号
名古屋市天白区鴻の巣２丁目1511　指定共同生活介護コピア
申立人　山田　智美
本籍名古屋市瑞穂区大喜町５丁目33番地13、最後の住所名古屋市瑞穂区大喜町６丁目９番地の１、死亡の場所名古屋市瑞穂区、死亡年月日推定令和５年２月23日、出生の場所愛知県渥美郡赤羽根町、出生年月日昭和29年11月19日、職業無職
被相続人　亡　山田　和保
事務所愛知県尾張旭市大塚町１―14―28　菊田法律事務所
相続財産清算人　弁護士　加藤　あい
催告期間満了日　令和８年６月24日
名古屋家庭裁判所

令和７年（家）第７７４２号
名古屋市中村区横井２丁目176番地
申立人　二村　孝子
本籍名古屋市中村区横井２丁目176番地、最後の住所名古屋市中村区横井２丁目180番地、死亡の場所名古屋市中村区、死亡年月日令和７年８月17日、出生の場所名古屋市中村区、出生年月日昭和41年３月14日、職業無職
被相続人　亡　小澤　雅樹
事務所名古屋市中区丸の内１丁目４番12号　アレックス２階　安井・宮田法律事務所
相続財産清算人　弁護士　宮田　智弘
催告期間満了日　令和８年６月24日
名古屋家庭裁判所

令和７年（家）第４０４０８号
神戸市中央区江戸町95番地　井門神戸ビル５階
申立人　あさひ行政書士法人
本籍神戸市垂水区小束山７丁目11番地５、最後の住所神戸市垂水区本多聞３丁目１番37―3206号、死亡の場所神戸市垂水区、死亡年月日令和５年６月24日、出生の場所兵庫県飾磨郡手柄村、出生年月日大正11年12月７日、職業不明
被相続人　亡　三宅喜美枝
神戸市中央区明石町32番地　明海ビル８階神戸ブライト法律事務所
相続財産清算人　弁護士　岡田　和也
催告期間満了日　令和８年６月26日
神戸家庭裁判所

令和７年（家）第２０３９４号
兵庫県伊丹市野間６丁目10番15号
申立人　跡部　　潔
本籍兵庫県伊丹市安堂寺町６丁目28番地、最後の住所兵庫県伊丹市南野北５丁目３番５―103号、死亡の場所兵庫県伊丹市、死亡年月日推定令和７年３月10日、出生の場所大阪府大阪市北区、出生年月日昭和36年３月31日、職業不明
被相続人　亡　岩田　直人
兵庫県伊丹市西台２丁目５番11号　第２松屋ビル３階つばさ法律事務所
相続財産清算人　弁護士　坂田　大祐
催告期間満了日　令和８年６月22日
神戸家庭裁判所伊丹支部

令和７年（家）第７０１８２号
兵庫県西宮市甲風園１丁目８番１号
申立人　弁護士法人芦屋西宮市民法律事務所
本籍東京都葛飾区柴又２丁目926番地、最後の住所兵庫県西宮市甲子園九番町12番２号、死亡の場所兵庫県西宮市、死亡年月日令和元年12月11日頃、出生の場所宮城県仙台市、出生年月日昭和39年３月21日、職業無職
被相続人　亡　今田　博之
兵庫県西宮市甲風園１丁目８番１号ゆとり生活館ＡＭＩＳ５階　弁護士法人芦屋西宮市民法律事務所
相続財産清算人　関本　龍志
催告期間満了日　令和８年６月19日
神戸家庭裁判所尼崎支部

令和７年（家）第１５１０４号
新潟県柏崎市東の輪町３番９号
申立人　渡邊　正道
本籍新潟県柏崎市東の輪町乙1366番地、最後の住所新潟県柏崎市東の輪町７番38号、死亡の場所新潟県柏崎市、死亡年月日令和２年10月６日、出生の場所新潟県柏崎市、出生年月日昭和19年２月１日、職業無職
被相続人　亡　原　　義男
事務所新潟県柏崎市田中１番２号ロイヤルいずみ１階かしわざき法律事務所
相続財産清算人　弁護士　齋藤辰一郎
催告期間満了日　令和８年６月20日
新潟家庭裁判所長岡支部

令和７年（家）第３０６４号
長野県南佐久郡北相木村2744番地
申立人　南佐久郡北相木村代表者村長　井出　利秋
本籍長野県南佐久郡北相木村2053番地、最後の住所長野県南佐久郡北相木村2034番地１、死亡の場所長野県南佐久郡北相木村、死亡年月日平成29年７月29日、出生の場所長野県南佐久郡北相木村、出生年月日昭和22年５月１日、職業不明
被相続人　亡　木次とし枝
事務所長野県佐久市岩村田1158番地13　大草・小林法律事務所
相続財産清算人　弁護士　大草　貞嗣
催告期間満了日　令和８年６月19日
長野家庭裁判所佐久支部

令和７年（家）第４０４３７号
三重県志摩市大王町船越字深谷294番地38
申立人　志摩アーバンリゾート管理組合法人
本籍東京都世田谷区成城６丁目785番地、最後の住所神戸市中央区脇浜海岸通３丁目１番18―3204号、死亡の場所兵庫県神戸市灘区、死亡年月日令和３年11月４日、出生の場所福岡県若松市、出生年月日昭和18年８月４日、職業不明
被相続人　亡　岡田正一郎
神戸市中央区中町通２丁目１番18号ＪＲ神戸駅ＮＫビル６階　方円法律事務所
相続財産清算人　弁護士　瀬川　嘉章
催告期間満了日　令和８年６月19日
神戸家庭裁判所

令和７年（家）第６１３３号
東京都千代田区麹町５丁目２番地１
申立人　日本債権回収株式会社
本籍北海道苫小牧市末広町２丁目３番、最後の住所北海道苫小牧市末広町２丁目３番９号、死亡の場所北海道苫小牧市、死亡年月日令和７年２月15日、出生の場所北海道苫小牧市、出生年月日昭和33年３月28日、職業不詳
被相続人　亡　小出谷悌郎
北海道苫小牧市表町５丁目11番５号ふれんどビル３階とまこまい総合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　竹田美由紀
催告期間満了日　令和８年６月15日
札幌家庭裁判所苫小牧支部

令和７年（家）第６１３６号
札幌市豊平区平岸二条８丁目５番62―718号
申立人　川口谷聖子
本籍北海道勇払郡安平町追分青葉１丁目48番地、最後の住所北海道勇払郡安平町追分青葉１丁目48番地、死亡の場所北海道苫小牧市、死亡年月日平成30年１月31日頃、出生の場所北海道勇払郡安平村、出生年月日昭和26年１月27日、職業無職
被相続人　亡　菊地　珠恵
札幌市中央区大通西12丁目北海道高等学校教職員センター北海道合同法律事務所
相続財産清算人　弁護士　大和田貴史
催告期間満了日　令和８年６月15日
札幌家庭裁判所苫小牧支部

令和７年（家）第１０６６４号
石川県河北郡内灘町字大学１丁目２番地１
申立人　内灘町
代表者町長　生田　勇人
本籍石川県河北郡内灘町字向陽台１丁目197番地、最後の住所石川県かほく市浜北イ９番地１プレストⅢ210号、死亡の場所富山県高岡市、死亡年月日令和６年５月28日、出生の場所石川県金沢市、出生年月日昭和40年６月19日、職業不明
被相続人　亡　夷藤　博文
事務所金沢市田上の里１丁目152番地
相続財産清算人　司法書士　加藤　雅史
催告期間満了日　令和８年６月19日
金沢家庭裁判所

令和７年（家）第７１３９号
長野市大字鶴賀西鶴賀町1468番地
申立人　小林　篤子
本籍長野県長野市大字鶴賀権堂町2210番地、最後の住所長野市大字鶴賀西鶴賀町1538番地イ、死亡の場所長野県長野市、死亡年月日令和７年８月10日、出生の場所長野県長野市、出生年月日昭和31年４月８日、職業無職
被相続人　亡　小林　千博
長野市大字長野長門町1096番地弁護士法人中山法律事務所
相続財産清算人　弁護士　中山　耕平
催告期間満了日　令和８年６月20日
長野家庭裁判所

令和７年（家）第７０２０９号
兵庫県西宮市津門西口町２番13号
申立人　吉岡　大地
本籍兵庫県西宮市二見町135番地、最後の住所兵庫県西宮市二見町10番11―203号、死亡の場所大阪府東大阪市、死亡年月日令和７年８月24日、出生の場所台湾台南州台南市、出生年月日昭和12年６月７日、職業無職
被相続人　亡　近藤　久子
兵庫県芦屋市大原町５―４竹内ビル204号芦屋大原町法律事務所
相続財産清算人　小倉　清嗣
催告期間満了日　令和８年６月19日
神戸家庭裁判所尼崎支部

令和７年（家）第７０２１１号
神戸市中央区浪花町62番地の１
申立人　兵庫県信用保証協会
本籍兵庫県高砂市高砂町北本町1130番地、最後の住所兵庫県加古川市尾上町池田791番地の１、死亡の場所兵庫県明石市、死亡年月日令和６年12月12日、出生の場所兵庫県加古郡高砂町、出生年月日昭和23年４月６日、職業不明
被相続人　亡　長谷川昭雄
事務所兵庫県姫路市北条宮の町392番地弁護士法人菊井法律事務所
相続財産清算人　弁護士　首藤　康智
催告期間満了日　令和８年６月19日
神戸家庭裁判所姫路支部

令和７年（家）第７６８７号
愛知県日進市赤池４丁目313番地　サンシャインコスモス１Ｄ
申立人　谷藤美佑紀
本籍愛知県日進市赤池町箕ノ手２番地219、最後の住所名古屋市天白区向が丘２丁目812番地ライブリー平針104号、死亡の場所名古屋市天白区、死亡年月日推定令和６年９月23日、出生の場所石川県能美郡辰口町、出生年月日平成元年11月４日、職業不明
被相続人　亡　谷藤　陽介
事務所名古屋市東区葵１丁目13番18号　サッサセンタービル３階弁護士法人丸浜法律事務所
相続財産清算人　弁護士　山田　英典
催告期間満了日　令和８年６月30日
名古屋家庭裁判所

令和７年（家）第７７２３号
愛知県日進市米野木町土岡60番地
申立人　小林　裕子
本籍愛知県日進市米野木町土岡60番地、最後の住所名古屋市緑区黒沢台１丁目902番地パークサイド黒沢台206号、死亡の場所名古屋市緑区、死亡年月日令和５年12月21日頃から31日頃までの間、出生の場所愛知郡日進村、出生年月日昭和22年９月22日、職業不明
被相続人　亡　武田　　和
事務所名古屋市中区丸の内３―17―４　第11ＫＴビル10階　酒井法律事務所
相続財産清算人　弁護士　犬飼　尚子
催告期間満了日　令和８年６月12日
名古屋家庭裁判所

令和７年（家）第２１５２号
名古屋市中村区椿町７番９号
申立人　愛知県信用保証協会
本籍愛知県豊橋市岩田町字北郷中14番地３、最後の住所愛知県豊橋市岩田町字北郷中14番地３　シェモア岩田Ａ101、死亡の場所愛知県豊橋市、死亡年月日令和７年１月27日、出生の場所愛知県豊橋市、出生年月日昭和47年８月22日、職業不明
被相続人　亡　近藤　高洋
愛知県豊橋市白河町61番地　ターミナルプラザ801号　弁護士法人足立法律事務所
相続財産清算人　弁護士　岩田　晴記
催告期間満了日　令和８年６月14日
名古屋家庭裁判所豊橋支部

令和７年（家）第１７０４２号
沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納258番地２ＫＡＤＥＮＡビル805号
申立人　石嶺　弘美
本籍沖縄県那覇市字上間212番地１、最後の住所沖縄県那覇市字上間212番地１、死亡の場所沖縄県糸満市、死亡年月日令和６年５月５日、出生の場所沖縄県島尻郡玉城村、出生年月日昭和11年９月５日、職業無職
被相続人　亡　嘉手納幸子
沖縄県那覇市久茂地１丁目２番20号ＯＴＶ国和プラザ805
相続財産清算人　弁護士　伊東幸太朗
催告期間満了日　令和８年６月30日
那覇家庭裁判所

令和７年（家）第１５１６６号
東京都中野区本町２丁目46番１号
申立人　エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社
本籍新潟県新潟市江南区曙町４丁目３番、最後の住所新潟市江南区曙町４丁目３番23号、死亡の場所新潟県新潟市中央区、死亡年月日令和５年５月16日、出生の場所新潟県西蒲原郡黒埼村、出生年月日昭和26年９月５日、職業不明
被相続人　亡　播馬　靜江
事務所新潟市中央区東堀前通一番町343番地東堀ビル703号　板垣剛法律事務所
相続財産清算人　弁護士　板垣　剛
催告期間満了日　令和８年６月16日
新潟家庭裁判所

令和７年（家）第１５１７１号
滋賀県草津市西大路町１番１号
申立人　ＡＧ債権回収株式会社
本籍新潟県新潟市関屋田町２丁目166番地、最後の住所新潟市上新栄町２丁目19番23号、死亡の場所新潟県十日町市、死亡年月日平成17年７月12日、出生の場所新潟県新潟市、出生年月日昭和46年９月14日、職業会社員
被相続人　亡　黄木　智之
事務所新潟市中央区東中通一番町86番地51新潟東中通ビル５階　さいとうゆたか法律事務所
相続財産清算人　弁護士　齋藤　裕
催告期間満了日　令和８年６月19日
新潟家庭裁判所

相続財産清算人の改任

次の被相続人について、その相続財産の清算人を次のとおり改任した。

令和６年（家）第７０１７号
申立人　職権
本籍山口県下関市清末鞍馬５丁目2273番地９、最後の住所山口県防府市千日１丁目５番30号兼石アパート103、死亡の場所山口県防府市、死亡年月日令和５年８月１日頃から10日頃までの間、出生の場所長崎県松浦市、出生年月日昭和28年５月２日、職業不明
被相続人　亡　深江　宏史
山口県山口市宮野下3118番地１　クレールハウス206
改任前の相続財産清算人　司法書士　山本　崇
山口県山口市駅通り１丁目７番８号
改任後の相続財産清算人　司法書士　渡邉　一正
山口家庭裁判所

公 示 催 告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

令和７年（ヘ）第１９号
鳥取県八頭郡八頭町郡家74番地次１
申立人　株式会社たけうち
代表者代表取締役　竹内由佳子
権利を争う旨の申述の終期　令和８年３月３日
令和７年11月21日　大阪簡易裁判所

（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＵＱ03987
金額　200,000円
支払期日　令和５年２月28日
支払地　大阪市
支払場所　株式会社三菱ＵＦＪ銀行今里北支店
振出日　令和４年10月31日
振出地　大阪市
振出人　株式会社松井製作所　代表取締役　松井　貞雄
受取人　申立人
最終所持人　申立人

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

令和７年（家）第６９０２号
東京都豊島区長崎５丁目１番31―914号
申立人　斉藤　善也
国籍中国、最後の住所広西梧州市万秀区蝶山二路蝶山里一級２号
不在者　張　杏
西暦1972年10月７日生
届出期間満了日　令和８年３月31日
東京家庭裁判所

令和７年（家）第３７４７号
大阪府羽曳野市はびきの５丁目14番12号
申立人　中林　和子
本籍長崎県南松浦郡新上五島町岩瀬浦郷451番地、最後の住所大阪市東住吉区駒川５丁目18番８号駒川ハイツ302号
不在者　中林佳紀子
昭和15年４月13日生
届出期間満了日　令和８年３月18日
大阪家庭裁判所

令和７年（家）第８８号
愛知県豊田市寿町８丁目62番地１シャトー大豊202号
申立人　濵田　妙子
本籍長崎県長崎市八幡町５番地１、最後の住所長崎市八幡町５番12号
不在者　濵田　喜人
昭和16年10月27日生
届出期間満了日　令和８年３月18日
長崎家庭裁判所

令和７年（家）第２号
福岡市南区井尻１丁目20番５号
申立人　古藤　常光
本籍長崎県対馬市上対馬町五根緒316番地、最後の住所長崎県上県郡上対馬町大字五根緒316番地
不在者　古藤　秀樹
昭和26年３月１日生
届出期間満了日　令和８年３月19日
長崎家庭裁判所上県出張所

令和７年（家）第６４０７号
神奈川県川崎市宮前区土橋２丁目７番地４ウェリス宮前平407
申立人　髙橋　重紀
本籍神奈川県川崎市宮前区土橋２丁目７番地４、最後の住所東京都荒川区東日暮里３丁目６―７　かしわ荘２号室
不在者　髙橋　剛
昭和53年１月７日生
届出期間満了日　令和８年３月20日
東京家庭裁判所

令和７年（家）第８３９８号
東京都足立区千住曙町40番１―1201号
申立人　竹前　直行
本籍福島県西白河郡矢吹町本町10番地、最後の住所不明
不在者　齊藤トヨ子
昭和４年11月３日生
届出期間満了日　令和８年３月23日
東京家庭裁判所

令和７年（家）第５１７９号
新潟県見附市昭和町１丁目16―１
申立人　松田　忠一
本籍新潟県見附市細越２丁目438番地２、最後の住所新潟県見附市細越２丁目９番11号
不在者　松田　和典
昭和27年４月22日生
届出期間満了日　令和８年３月27日
新潟家庭裁判所長岡支部

令和７年（家）第５９号
長崎県雲仙市吾妻町本村名986番地
申立人　下田　恵子
本籍長崎県雲仙市吾妻町本村名439番地、最後の住所長崎県雲仙市吾妻町本村名986番地
不在者　下田　和豊
昭和44年11月11日生
届出期間満了日　令和８年３月31日
長崎家庭裁判所島原支部

令和７年（家）第１９８号
福岡県久留米市野中町1123番地３サングレート野中801号
申立人　五條堀　忠
本籍福岡県久留米市野中町1123番地３、最後の住所大分市大字横尾3749番地２ロイヤルガーデン横尾Ｉ203
不在者　五條堀美咲
平成４年１月29日生
届出期間満了日　令和８年３月30日
大分家庭裁判所

令和７年（家）第２５０号
沖縄県那覇市上間１丁目32番１号２階
申立人　新里　和美
本籍沖縄県那覇市上間１丁目109番地、最後の住所沖縄県那覇市上間１丁目109番地
不在者　宮里　和子
昭和16年２月10日生
届出期間満了日　令和８年３月25日
那覇家庭裁判所

失 踪 宣 告

令和７年（家）第７８号
本籍北海道江別市東光町17番地10、最後の住所埼玉県ふじみ野市上福岡５丁目８番12号日関荘104号
不在者　中野　孝樹
昭和36年８月15日生
令和７年11月19日失踪宣告審判確定
さいたま家庭裁判所川越支部裁判所書記官

令和６年（家）第２３６９号
本籍滋賀県大津市大江２丁目2362番地、最後の住所アメリカ合衆国ニューヨーク州チャウタウクア郡以下不詳
不在者　高見　久代
大正15年５月19日生
令和７年11月８日失踪宣告審判確定
京都家庭裁判所裁判所書記官

令和６年（家）第２４９０号
本籍京都府京都市南区吉祥院定成町54番地、最後の住所静岡県静岡市大谷888番地の１増田ハイツ１階第２号室
不在者　吉岡　　一
昭和27年１月19日生
令和７年11月13日失踪宣告審判確定
京都家庭裁判所裁判所書記官

令和７年（家）第２５５号
本籍奈良県生駒郡安堵町大字かしの木台１丁目11番地１、最後の住所京都府南丹市美山町小渕クゼ22番地
不在者　髙橋　勝子
昭和12年10月26日生
令和７年11月18日失踪宣告審判確定
京都家庭裁判所裁判所書記官

令和７年（家）第１３号
本籍沖縄県うるま市与那城桃原161番地、最後の住所沖縄県うるま市与那城桃原161番地
不在者　宮城　正雄
昭和15年７月15日生
令和７年11月15日失踪宣告審判確定
那覇家庭裁判所沖縄支部裁判所書記官

令和７年（家）第７０号
本籍不明、最後の住所不明
不在者　比嘉　徳常
生年月日不明
令和７年11月15日失踪宣告審判確定
那覇家庭裁判所沖縄支部裁判所書記官

令和７年（家）第２０号
本籍栃木県芳賀郡益子町大字益子1010番地、最後の住所栃木県芳賀郡益子町大字益子1010番地
不在者　堀中　景子
昭和44年５月14日生
令和７年11月20日失踪宣告審判確定
宇都宮家庭裁判所真岡支部裁判所書記官

令和７年（家）第１５０３号
本籍奈良県大和高田市大字市場790番地９、最後の住所大阪府東大阪市玉串町西２丁目２番21―201号
不在者　秋田　一也
昭和62年11月16日生
令和７年11月20日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

令和７年（家）第１００５７号
本籍和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1032番地、最後の住所和歌山県田辺市下万呂528番地の25
不在者　塲野　順子
昭和40年８月９日生
令和７年11月20日失踪宣告審判確定
和歌山家庭裁判所田辺支部裁判所書記官

令和６年（家）第１５９号
本籍愛媛県南宇和郡愛南町御荘長月20番地、最後の住所愛媛県南宇和郡愛南町御荘長月20番地
不在者　林　　正見
昭和22年１月２日生
令和７年９月17日失踪宣告審判確定
松山家庭裁判所愛南出張所裁判所書記官

除 権 決 定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

令和７年（へ）第１号
福岡市中央区渡辺通２丁目１番82号
申立人　九州電力株式会社
代表者代表取締役　池辺　和弘
権利の届出の終期　令和７年10月31日
令和７年11月６日　　延岡簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴土地　延岡市北方町菅原字椎葉内未1449番14
雑種地　1804平方メートル
⑵登記年月日番号　宮崎地方法務局延岡支局明治39年10月16日受付第643号
⑶登記した権利の内容
登記の目的　地上権設定
原因　明治39年10月16日設定
目的　立木所有
範囲　北部１町歩
存続期間　10年
権利者　東臼杵郡岡富村大字岡富村25番戸其１内藤　政擧

令和７年（へ）第２号
福岡市中央区渡辺通２丁目１番82号
申立人　九州電力株式会社
代表者代表取締役　池辺　和弘
権利の届出の終期　令和７年10月31日
令和７年11月６日　　延岡簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴土地　延岡市北方町下鹿川字西畑申503番４
雑種地　109平方メートル
⑵登記年月日番号　宮崎地方法務局延岡支局大正２年６月26日受付第652号
⑶登記した権利の内容
登記の目的　地上権設定
原因　大正１年12月１日設定
目的　工作物所有
範囲　土地の中央21歩
存続期間　大正１年12月１日より大正11年12月１日まで
地代　全期間金45銭
支払期　契約と同時
権利者　東臼杵郡延岡町大字元町979番地
谷　五兵衛

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和７年（フ）第８４６４号
東京都港区六本木３―14―16、１Ｆ
債務者　株式会社ボア
代表者代表取締役　浜村　鐘日
1　決定年月日時　令和７年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　昌彦
4　破産債権の届出期間　令和７年12月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年３月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８６号
岩手県一関市中央町２丁目７番５号
債務者　有限会社インター伊吹
代表者代表取締役　小岩　一繁
1　決定年月日時　令和７年11月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤津　　聡
4　破産債権の届出期間　令和７年12月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年３月23日午後２時
盛岡地方裁判所一関支部

令和７年（フ）第９５１号
千葉県野田市木間ケ瀬1621番地７
債務者　株式会社Ｋタイル
代表者代表取締役　小寺久美子
1　決定年月日時　令和７年11月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松澤　英司
4　破産債権の届出期間　令和７年12月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月25日午後１時20分
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第２９９号
愛知県豊橋市藤沢町37番地
債務者　有限会社ティーエス電子工業
代表者代表取締役　横田由基子
1　決定年月日時　令和７年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩田　晴記
4　破産債権の届出期間　令和７年12月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年３月16日午後１時30分
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和７年（フ）第２４５号
秋田市雄和田草川字太田22―１、商業登記簿上の本店所在地秋田市御所野元町５丁目８番６号
債務者　有限会社東伸産業
代表者取締役　佐々木忠江
1　決定年月日時　令和７年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　佑輔
4　破産債権の届出期間　令和８年１月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年３月５日午前11時30分
秋田地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第８３９７号
東京都港区南青山３丁目１番36号青山丸竹ビル６Ｆ
債務者　Ｈａｂｉｔａｔ株式会社
代表者代表取締役　小島瑠璃子
1　決定年月日時　令和７年11月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤堀　有吾
4　破産債権の届出期間　令和８年１月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年３月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２０７５号
東京都小平市中島町19―７
債務者　株式会社トライアウト
代表者代表取締役　藤原　史也
1　決定年月日時　令和７年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上條　辰徳
4　破産債権の届出期間　令和８年１月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年３月３日午前10時45分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第２７５０号
横浜市港南区港南台７丁目41番９―４号
債務者　株式会社松田通信工業
代表者代表取締役　松田　浩佳
1　決定年月日時　令和７年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　　智
4　破産債権の届出期間　令和８年１月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年３月４日午後１時40分
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第８０６号
川崎市中原区上新城２―７―11―203、登記簿上の住所川崎市中原区上丸子八幡町588ブラーズ上丸子
債務者　株式会社みらいキャリアコンシェル
代表者代表取締役　藤原　哲也
1　決定年月日時　令和７年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松橋正太郎
4　破産債権の届出期間　令和８年１月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年３月４日午前11時10分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和７年（フ）第６０号
京都府南丹市園部町木崎町薮中５番地
債務者　株式会社前建
代表者代表取締役　前田　利通
1　決定年月日時　令和７年11月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　充里
4　破産債権の届出期間　令和８年１月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月17日午後２時
京都地方裁判所園部支部破産係

令和７年（フ）第１９２７号
さいたま市西区三橋５丁目1848番地２
債務者　株式会社アールクリエイト
代表者代表取締役　久保　省吾
1　決定年月日時　令和７年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　貞松　宏輔
4　破産債権の届出期間　令和８年１月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年３月２日午前10時30分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第２９４号
奈良市尼辻西町７番30号
債務者　株式会社ベターリビング奈良
特別代理人弁護士　室屋　和輝
1　決定年月日時　令和７年11月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤木　秀行
4　破産債権の届出期間　令和８年２月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年３月９日午後１時30分
奈良地方裁判所破産係

令和７年（フ）第５５７号
新潟市東区逢谷内６丁目11番７号
債務者　有限会社彩花
代表者取締役　小庄司　司
1　決定年月日時　令和７年11月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　正人
4　破産債権の届出期間　令和８年１月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月20日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
新潟地方裁判所民事部

令和７年（フ）第８８０号
神戸市東灘区向洋町中６丁目９番地
債務者　ボッサム有限会社
代表者取締役　石橋　周子
1　決定年月日時　令和７年11月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　明石　葉子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月４日午前10時20分
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第８９８号
北九州市小倉北区浅野３丁目８番１号　ＡＩＭビル６階
債務者　株式会社Ｍｏｂｉｌｉｔｙ　Ｓｕｐｐｏｒｔ
代表者代表取締役　馬場直由樹
1　決定年月日時　令和７年11月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田篭　亮博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月５日午後３時
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第８７１号
北九州市門司区浜町10番７―203号
債務者　有限会社建匠
代表者取締役　長澤　健治
1　決定年月日時　令和７年11月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大屋　昭則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月10日午後２時30分
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第５３９９号
大阪市中央区南久宝寺町３丁目４番14号
債務者　株式会社伊東商店
代表者代表取締役　伊東　秀章
1　決定年月日時　令和７年11月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　成田由岐子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月12日午後２時40分
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５７６３号
鳥取市数津38番地９
債務者　飛鳥建設株式会社
代表者代表取締役　竹内　一則
1　決定年月日時　令和７年11月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大沼　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月12日午後２時50分
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１０１６号
大阪市阿倍野区阪南町５丁目20番21号
債務者　エス．ファミリア株式会社
代表者代表取締役　坂本　勇希
1　決定年月日時　令和７年11月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　侑士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月19日午前10時30分
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第１０１７号
大阪府富田林市中野町３丁目812番地９、２階
債務者　株式会社希
代表者代表取締役　坂本　勇希
１　決定年月日時　令和７年11月27日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山下　侑士
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月19日午前10時30分
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第５５４０号
大阪府四條畷市南野４丁目４―56
債務者　株式会社ユニバーサルラブカンパニー
代表者代表取締役　折笠　栄子
１　決定年月日時　令和７年11月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　堀部　尋明
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５７２０号
大阪市西区新町１丁目８番１号行成ビル７階
債務者　医療法人オンデマンドヘルスケアグループ
代表者理事長　日置　瑠偉
１　決定年月日時　令和７年11月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　髙橋　旦長
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月26日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５７４３号
大阪市中央区南本町２丁目３番11号玉屋ビル５階
債務者　株式会社ジュニー・クルール
代表者代表取締役　関谷　忠司
１　決定年月日時　令和７年11月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　細井　信秀
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月26日午後１時40分
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第２３号
愛媛県大洲市多田甲604番地１
債務者　Ｌｉｆｅ　ｗｉｔｈ　Ｇｒｅｅｎ株式会社
代表者代表取締役　吉永　奈央
１　決定年月日時　令和７年11月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　池本　真彦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月26日午後１時30分
松山地方裁判所大洲支部

令和７年（フ）第３４４号
香川県高松市多肥下町1572番地９
債務者　栄光建販株式会社
代表者代表取締役　小野　　元
１　決定年月日時　令和７年11月28日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　二川　伸也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月27日午前10時
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和７年（フ）第２７９５号
横浜市緑区鴨居町2372―11
債務者　株式会社飛翔
代表者代表取締役　山木　政也
１　決定年月日時　令和７年11月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　丁　　絢奈
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年３月２日午後２時
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第６５７号
岡山市東区藤井249番地１
債務者　有限会社ユーセイ．プロジェクト
代表者取締役　河崎　裕志
１　決定年月日時　令和７年11月27日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　沖津　智子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年３月３日午前10時50分
岡山地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第３１３号
山梨県南アルプス市飯野新田536番地
債務者　甲和総建株式会社
代表者代表取締役　有井　和美
１　決定年月日時　令和７年11月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　關野　文士
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年３月４日午後２時
甲府地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第１１９０号
京都市中京区麩屋町通丸太町下る舟屋町424番地、商業登記簿上の本店所在地京都市中京区御幸町通夷川上る松本町569番地北・大興ビル１Ｆ
債務者　株式会社ジャスティス
代表者代表取締役　髙木　正裕
１　決定年月日時　令和７年11月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　谷澤　貴弘
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年３月４日午前10時45分
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第５６８８号
大阪市住之江区中加賀屋２丁目１番９号
債務者　慎希包装株式会社
代表者代表取締役　岡本祥太朗
１　決定年月日時　令和７年11月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　福本　隆史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年３月９日午後１時50分
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５５７号
愛知県刈谷市広小路４丁目82番地
債務者　ＭＫペイント株式会社
代表者代表取締役　原　　一正
１　決定年月日時　令和７年11月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森　未央子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年３月10日午後２時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和７年（フ）第２８１１号
横浜市港北区新横浜２丁目５番13号加瀬ビル６階
債務者　株式会社ＪＪ
代表者代表取締役　伊藤　　淳
１　決定年月日時　令和７年11月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　徳田　　暁
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年３月12日午前10時
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１８９号
宮崎県日向市南町１番13号志賀ハイツ２棟103号
債務者　株式会社黒金技研
代表者代表取締役　黒木　慎剛
１　決定年月日時　令和７年11月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　五嶋　俊信
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和７年（フ）第１１６号
岡山県真庭市開田386―３　ポノポノシルフＥ102号室、住民票上の住所岡山県真庭市下方1239番地３
債務者　平内　希郎
１　決定年月日時　令和７年11月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　寺山　倫代
４　破産債権の届出期間　令和８年１月21日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年３月２日午前10時30分
６　免責意見申述期間　令和８年１月21日まで
岡山地方裁判所津山支部

令和７年（フ）第２９４８号
横浜市戸塚区名瀬町1860番地５　アイルエヌエスＡ―201号
債務者　中川　大輔
１　決定年月日時　令和７年11月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　村松　　剛
４　破産債権の届出期間　令和８年１月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年２月５日午後１時50分
６　免責意見申述期間　令和８年１月29日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第２９４９号
横浜市戸塚区名瀬町1860番地５　アイルエヌエスＡ―201号
債務者　中川　郁子
1　決定年月日時　令和７年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村松　　剛
4　破産債権の届出期間　令和８年１月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年２月５日午後１時50分
6　免責意見申述期間　令和８年１月29日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第２０２３号
東京都町田市木曽東４丁目26番27号
債務者　鈴木　健夫
1　決定年月日時　令和７年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　芳乃
4　破産債権の届出期間　令和８年１月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年２月４日午前11時15分
6　免責意見申述期間　令和８年２月４日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第９３１号
千葉県松戸市殿平賀195番地の16　カーサ北小金Ｂ201号
債務者　柳山　　元
1　決定年月日時　令和７年11月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　枝野　　緑
4　破産債権の届出期間　令和７年12月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年２月９日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年２月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第２０３９号
東京都西東京市北町４丁目８番７号
債務者　磯部　清英
1　決定年月日時　令和７年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　倉橋　博文
4　破産債権の届出期間　令和８年１月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年２月10日午後２時
6　免責意見申述期間　令和８年２月10日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第２５０５号
神奈川県茅ヶ崎市東海岸北４丁目６番29号
債務者　澤田　知子
1　決定年月日時　令和７年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　武洋
4　破産債権の届出期間　令和８年１月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年２月18日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年２月12日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第９４４号
千葉県松戸市稔台８丁目21番地の７　アベニール松戸みのり台109号　内山方
債務者　鈴木　千恵（旧姓香川）
1　決定年月日時　令和７年11月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　國分　玲名
4　破産債権の届出期間　令和７年12月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年２月16日午後１時50分
6　免責意見申述期間　令和８年２月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第７６６号
川崎市幸区北加瀬１丁目11番２―406号
債務者　森本　　聡
1　決定年月日時　令和７年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　床呂　正彦
4　破産債権の届出期間　令和８年１月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年２月18日午後１時40分
6　免責意見申述期間　令和８年２月17日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和７年（フ）第８００号
川崎市麻生区千代ケ丘８丁目21番16号　リベール千代ヶ丘　Ｃ―101
債務者　石川　宏美
1　決定年月日時　令和７年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　友也
4　破産債権の届出期間　令和８年１月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年２月18日午後１時50分
6　免責意見申述期間　令和８年２月17日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和７年（フ）第９１号
北海道空知郡南幌町元町２丁目３番８号
債務者　松田　保則
1　決定年月日時　令和７年11月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　深村　真人
4　破産債権の届出期間　令和８年１月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年２月27日午前11時
6　免責意見申述期間　令和８年２月20日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

令和７年（フ）第１７９号
神奈川県横須賀市船越町３丁目24番地１1206号
債務者　渋谷　由紀
1　決定年月日時　令和７年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大久保龍太
4　破産債権の届出期間　令和８年１月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年２月26日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和８年２月25日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和７年（フ）第８９１号
千葉県鎌ケ谷市道野辺中央５丁目３番32号
債務者　涌井　三弘
1　決定年月日時　令和７年11月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神保　正宏
4　破産債権の届出期間　令和７年12月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年３月２日午前10時20分
6　免責意見申述期間　令和８年２月27日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第８０７号
川崎市中原区上新城２丁目７番11―203号
債務者　藤原　哲也
1　決定年月日時　令和７年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松橋正太郎
4　破産債権の届出期間　令和８年１月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年３月４日午前11時10分
6　免責意見申述期間　令和８年３月３日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和７年（フ）第８４６５号
東京都港区六本木７丁目18―５―513
債務者　浜村鐘日こと　金　　鐘日
1　決定年月日時　令和７年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　昌彦
4　破産債権の届出期間　令和７年12月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年３月５日午後２時
6　免責意見申述期間　令和８年３月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８１２号
千葉県柏市南増尾７丁目10番25―302号
債務者　伊藤　　泰
1　決定年月日時　令和７年11月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇田　章吉
4　破産債権の届出期間　令和８年１月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年３月９日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年３月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第５９９号
兵庫県加古郡稲美町中村1830番地の50　ファミリーマンション103棟206号
債務者　ＡＯＫＩエンジニアリングこと　青木　忠宏
1　決定年月日時　令和７年11月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　陽平
4　破産債権の届出期間　令和８年１月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年３月27日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　令和８年１月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和７年（フ）第１６６号
鳥取県鳥取市永楽温泉町505番地第１ガーデンハイツ観光502号、旧住所鳥取県鳥取市田園町４丁目321番地グロリアス201号
債務者　松本　恭雄
1　決定年月日時　令和７年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山崎　　優
4　破産債権の届出期間　令和８年１月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月10日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　令和８年２月３日まで
鳥取地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１６１号
鳥取県鳥取市松原108番地12
債務者　上野　広道
1　決定年月日時　令和７年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥本　正和
4　破産債権の届出期間　令和８年１月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月17日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　令和８年２月10日まで
鳥取地方裁判所民事部

令和７年（フ）第８４号
群馬県桐生市新里町山上534番地　スカイハット203
債務者　沼尾　大樹
1　決定年月日時　令和７年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保田寿栄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年１月23日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年１月14日まで
前橋地方裁判所桐生支部

令和７年（フ）第８５７号
北九州市小倉北区白銀１丁目１番５―304号、前住所北九州市小倉北区若富士町６番12―907号
債務者　小川　一代
1　決定年月日時　令和７年11月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　真記
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月３日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和８年１月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第６８１号
北九州市八幡西区穴生１丁目19番24―１号
債務者　山本源太こと　崔　　源太（ＣＨＯＩ　ＷＯＮＴＡＥ）
1　決定年月日時　令和７年11月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阪本　志雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月４日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和８年１月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第８７７号
北九州市小倉北区中津口２丁目２番３―1202号、前住所福岡県遠賀郡水巻町吉田西３丁目９番20号　フルール吉田西103号
債務者　田中　一將
1　決定年月日時　令和７年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　天川　龍一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月４日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年１月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第１１５号
長崎県大村市坂口町468番地１　エクリュ大塚・坂口４号棟
債務者　中島麻衣子
1　決定年月日時　令和７年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上村　基貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年１月28日午前10時45分
5　免責意見申述期間　令和８年１月21日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和７年（フ）第１１６号
長崎県大村市坂口町468番地１　エクリュ大塚・坂口４号棟
債務者　中島　和彦
1　決定年月日時　令和７年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上村　基貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年１月28日午前10時55分
5　免責意見申述期間　令和８年１月21日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和７年（フ）第１２１号
福島県耶麻郡猪苗代町大字蚕養字中島乙591番地１、前住所福島県岩瀬郡鏡石町鏡沼143番地３　カリーノ21―101号
債務者　藤井　歩夢
1　決定年月日時　令和７年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　　創
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月26日午後３時30分
5　免責意見申述期間　令和８年１月22日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和７年（フ）第１２２号
福島県耶麻郡猪苗代町大字蚕養字中島乙591番地１、前住所福島県岩瀬郡鏡石町鏡沼143番地３　カリーノ21―101号
債務者　藤井　麗菜
1　決定年月日時　令和７年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　　創
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月26日午後３時30分
5　免責意見申述期間　令和８年１月22日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和７年（フ）第２０１号
群馬県太田市龍舞町5343番地　ティアラ101号、住民票上の住所群馬県太田市東別所町48番地７
債務者　松本　　翔
1　決定年月日時　令和７年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲毛　正弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年３月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年１月22日まで
前橋地方裁判所太田支部

令和７年（フ）第２５１号
群馬県藤岡市中235番地１　オーロラＤ
債務者　横室　知由
1　決定年月日時　令和７年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牧瀬　公毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月２日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年１月22日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和７年（フ）第２３９８号
神奈川県大和市西鶴間２丁目４番６号　鶴間ヴィレヂ202
債務者　奥本　大作
1　決定年月日時　令和７年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大河内万紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年１月29日午前11時10分
5　免責意見申述期間　令和８年１月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第２６５１号
神奈川県大和市深見3857番地１　エクセル華102
債務者　島津　幸夫
1　決定年月日時　令和７年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉橋　昂輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年１月29日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年１月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第８９９号
福岡県中間市中央５丁目17―６　プレッソリーバⅡ　202号室、住民票上の住所福岡県遠賀郡芦屋町江川台８番５号
債務者　馬場直由樹
1　決定年月日時　令和７年11月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田篭　亮博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月５日午後３時
5　免責意見申述期間　令和８年１月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和６年（フ）第１０号
北海道爾志郡乙部町字姫川482番地２
債務者　高橋　　勝
1　決定年月日時　令和７年11月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中綾太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年３月26日午後３時
5　免責意見申述期間　令和８年１月23日まで
函館地方裁判所江差支部

令和７年（フ）第３４５号
香川県高松市多肥下町1563番地12
債務者　小野　　元
1　決定年月日時　令和７年11月28日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　二川　伸也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月27日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年１月23日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和７年（フ）第８８０号
北九州市八幡西区力丸町４番１号、前住所北九州市八幡西区千代ケ崎３丁目10番６―105号
債務者　山本　義実
1　決定年月日時　令和７年11月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　啓輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月６日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年１月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第８９５号
北九州市小倉北区山門町６番23―104号
債務者　山之内　彰
1　決定年月日時　令和７年11月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　惠良　健史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月６日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和８年１月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第１３８０号
仙台市宮城野区小田原１丁目６番15号　東日本旅客鉄道会社小田原寮415、従前の住所仙台市青葉区上愛子字北原道上19番地の５　レオネクストルリーヴォ101
債務者　村上　直樹
1　決定年月日時　令和７年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹中　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年３月13日午前10時35分
5　免責意見申述期間　令和８年１月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第４０号
宮城県本吉郡南三陸町歌津字館浜110番地３
債務者　三浦　英徳
1　決定年月日時　令和７年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畠山　喜敬
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月24日午前11時20分
5　免責意見申述期間　令和８年１月26日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

令和７年（フ）第４１号
宮城県気仙沼市松崎鶴巻132番地３
債務者　及川　元耀
1　決定年月日時　令和７年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畠山　喜敬
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月24日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年１月26日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

令和７年（フ）第２７５９号
横浜市旭区白根８丁目12番25号
債務者　梅津　　信
1　決定年月日時　令和７年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　朝陽
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月２日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和８年１月26日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１０７１号
広島市安佐南区上安５丁目４番19号
債務者　浜田塗装店こと　浜田　克美
1　決定年月日時　令和７年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂田　英俊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月16日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年１月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第１０７２号
広島市安佐南区上安５丁目４番19号
債務者　浜田　澄子
1　決定年月日時　令和７年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂田　英俊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月16日午後１時35分
5　免責意見申述期間　令和８年１月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第１１３１号
広島市安佐南区大塚西７丁目57番18号
債務者　野口　欣也
1　決定年月日時　令和７年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤真奈美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月９日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年１月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第６５３号
熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼159番地９　メゾンコスモス　202号、前住所鹿児島県薩摩郡さつま町神子703番地１
債務者　井上　　翔
1　決定年月日時　令和７年11月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森枝　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年１月27日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年１月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（フ）第１７８８号
千葉市稲毛区萩台町505番地３
債務者　中村　千春
1　決定年月日時　令和７年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　　舜
4　免責意見申述期間　令和８年１月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第１８０５号
千葉県船橋市習志野台２丁目14番18号　Ｇｒａｎｄ弐番館303号
債務者　西岡　泰昌
1　決定年月日時　令和７年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上杉　浩介
4　免責意見申述期間　令和８年１月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第１７９８号
千葉県習志野市東習志野３丁目２番23―104号
債務者　嶋野　利弥
1　決定年月日時　令和７年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊地　浩平
4　免責意見申述期間　令和８年１月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第３３５号
千葉県佐倉市上志津1767番地７
債務者　穂積　　翔
1　決定年月日時　令和７年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大平　俊一
4　免責意見申述期間　令和８年１月16日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和７年（フ）第１８２３号
千葉県船橋市前原東２丁目17番１号　リブリ・ＡＣＥ―103号
債務者　帆刈　秀樹
1　決定年月日時　令和７年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮川　　峻
4　免責意見申述期間　令和８年１月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第１８８６号
千葉県船橋市新高根６丁目19番６号　エクセレントヒルズ新高根308号
債務者　柴田　竜平
1　決定年月日時　令和７年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒坂あやの
4　免責意見申述期間　令和８年１月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第２５９２号
名古屋市北区八代町２丁目115番地の２　リエス黒川北201号
債務者　高井　道夫
1　決定年月日時　令和７年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　勝又　賢吾
4　免責意見申述期間　令和８年１月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第２６３２号
名古屋市北区大曽根３丁目５番19号　ヒルズ大曽根201号、住民票上の住所名古屋市東区大幸１丁目４番12号　セントラルハイツ203号
債務者　玉川　　努
1　決定年月日時　令和７年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　亮平
4　免責意見申述期間　令和８年１月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第４７８号
宮崎市佐土原町上田島1982番地２　プラウド上田島Ｂ棟102号
債務者　中西　賢治
1　決定年月日時　令和７年11月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塚本　祥雄
4　免責意見申述期間　令和８年１月22日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和７年（フ）第４９３号
宮崎市福島町寺山3147番地64
債務者　木田　　勝
1　決定年月日時　令和７年11月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永友　郁子
4　免責意見申述期間　令和８年１月22日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和７年（フ）第５０３号
宮崎市祇園３丁目176番地２、前住所宮崎市鶴島１丁目７番12号　Ｕｓａｇｉ－ＢＬＤ301号
債務者　鈴木　孝己
1　決定年月日時　令和７年11月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　緒方　完如
4　免責意見申述期間　令和８年１月22日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和７年（フ）第５１６９号
大阪市西成区山王２丁目13番24号　笑楽方
債務者　中野　初江
1　決定年月日時　令和７年11月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　籔根　壮一
4　免責意見申述期間　令和８年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５３号
長崎県雲仙市愛野町乙572番地５、旧住所長崎県諫早市船越町498番地７　エステート田崎Ⅲ103号
債務者　山口　勇樹
1　決定年月日時　令和７年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平山　　愛
4　免責意見申述期間　令和８年１月28日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和７年（フ）第２０６０号
福岡市中央区薬院４丁目18番10―302号　エスポワール浄水通り
債務者　真嶋　陽子
1　決定年月日時　令和７年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年１月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第８８号
山形県南陽市三間通637番地の13
債務者　大沼　貴昭（旧姓後藤）
1　決定年月日時　令和７年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年１月15日まで
山形地方裁判所米沢支部

令和７年（フ）第４４号
熊本県山鹿市小群635番地37
債務者　坂上　由恵
1　決定年月日時　令和７年11月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年１月26日まで
5　免責審尋期日　令和８年１月27日午前11時30分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

令和７年（フ）第２７号
愛媛県大洲市徳森2264番地13　平団地101号
債務者　小谷　和美
1　決定年月日時　令和７年11月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年１月27日まで
5　免責審尋期日　令和８年１月30日午後１時30分
松山地方裁判所大洲支部

令和７年（フ）第５４７９号
大阪市西区南堀江３－３－８－806、住民票上の住所大阪府池田市井口堂２丁目７番９－302号
債務者　岡本　　周
1　決定年月日時　令和７年11月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年１月28日まで
5　免責審尋期日　令和８年２月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５４８７号
大阪府大東市南新田１丁目11番503号
債務者　安田峰子こと　安　　峰子
1　決定年月日時　令和７年11月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年１月28日まで
5　免責審尋期日　令和８年２月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５５９２号
大阪府東大阪市御厨南２丁目２番21号　築山マンション　201号
債務者　坂本　　愛
1　決定年月日時　令和７年11月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年１月28日まで
5　免責審尋期日　令和８年２月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５８７１号
大阪市北区本庄西２丁目16番15号
債務者　梅村奈緒子
1　決定年月日時　令和７年11月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年１月28日まで
5　免責審尋期日　令和８年２月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第８４０６号
東京都江東区南砂３―11―５―509、住民票上の住所東京都江東区南砂７丁目２―１―306
債務者　坂本　哲夫
1　決定年月日時　令和７年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年２月３日まで
5　免責審尋期日　令和８年２月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８４３６号
東京都品川区東品川３丁目32―27―611
債務者　三橋　玲音
1　決定年月日時　令和７年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年２月３日まで
5　免責審尋期日　令和８年２月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８４４０号
東京都江東区森下５丁目３―８―203
債務者　鈴木　　明
1　決定年月日時　令和７年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年２月３日まで
5　免責審尋期日　令和８年２月３日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８４４２号
東京都江戸川区東瑞江２丁目19―７―208
都住３
債務者　與座由美子
1　決定年月日時　令和７年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年２月３日まで
5　免責審尋期日　令和８年２月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８４６２号
東京都板橋区徳丸１丁目49―１―102
債務者　安保　慎也
1　決定年月日時　令和７年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年２月３日まで
5　免責審尋期日　令和８年２月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８４６７号
埼玉県越谷市大字大道718―302
債務者　金松　麻美
1　決定年月日時　令和７年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年２月３日まで
5　免責審尋期日　令和８年２月３日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８４９１号
東京都板橋区赤塚３丁目３―２―105
債務者　荒川　裕子
1　決定年月日時　令和７年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年２月３日まで
5　免責審尋期日　令和８年２月３日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８５１２号
東京都江東区東砂２丁目13―13―302
債務者　中村　和巳
1　決定年月日時　令和７年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年２月３日まで
5　免責審尋期日　令和８年２月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８５２２号
東京都世田谷区岡本２丁目13―10―103
債務者　宮島由璃香
1　決定年月日時　令和７年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年２月３日まで
5　免責審尋期日　令和８年２月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８５４１号
東京都江東区南砂３丁目２―１―207
債務者　中村　浩子
1　決定年月日時　令和７年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年２月３日まで
5　免責審尋期日　令和８年２月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８５４９号
東京都世田谷区経堂２丁目17―16―205
債務者　武藤　滉大
1　決定年月日時　令和７年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年２月３日まで
5　免責審尋期日　令和８年２月３日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８５１８号
東京都品川区西五反田６丁目16―17―102
債務者　皆上　裕信
1　決定年月日時　令和７年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年２月17日まで
5　免責審尋期日　令和８年２月17日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続終結

令和６年（フ）第１０５号
福岡県飯塚市中388番地５
破産者　下川建設株式会社
1　決定年月日　令和７年11月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和６年（フ）第３４６８号
東京都板橋区舟渡２丁目34―30―403
破産者　藤井麻結子
1　決定年月日　令和７年11月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第６１１５号
東京都中央区築地２―１―２　國末ビル
破産者　合同会社ＶＯＩＣＥ
1　決定年月日　令和７年11月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第６１１６号
東京都江東区豊洲２丁目５―１―3519
破産者　船山　優太
1　決定年月日　令和７年11月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第７５７号
堺市堺区遠里小野町２丁３番１号
破産者　株式会社ヘアテック・ジャパン
1　決定年月日　令和７年11月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和４年（フ）第２１４号
兵庫県西宮市名塩さくら台２―10―16、更正決定前の住所兵庫県西宮市名塩さくら台２―16―10、前住所兵庫県宝塚市御所の前町８番７号
破産者　山崎　智英
1　決定年月日　令和７年11月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和６年（フ）第２４９号
静岡県伊豆の国市吉田576番地の２
破産者　有限会社原椎茸
1　決定年月日　令和７年11月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和６年（フ）第３２７号
大津市見世１丁目１番23号
破産者　株式会社モーメント
1　決定年月日　令和７年11月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大津地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１３５号
香川県木田郡三木町大字氷上3929番地１
破産者　横山　明典
1　決定年月日　令和７年11月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和５年（フ）第６７号
山口県周南市糀町２丁目45番地
破産者　有限会社周南Ｆｏｏｄ・Ｃｏｒｅ
1　決定年月日　令和７年11月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
山口地方裁判所周南支部

破産手続終結及び免責許可決定

令和６年（フ）第３５４号
熊本市東区下江津７丁目７番10号　セイラ・ヴィラ・ルーチェ101号室、開始決定時の住所熊本市中央区帯山２丁目６番22号　サンフェスタ帯山803号室
破産者　有髙　諒一
1　決定年月日　令和７年11月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和６年（フ）第２２５０号
札幌市北区あいの里３条６丁目９番10―204号
破産者　佐々本弘明
1　決定年月日　令和７年11月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和６年（フ）第２０５４号
名古屋市港区木場町２番地の125　ケアハウスこすも５―22、住民票上の住所名古屋市港区十一屋３丁目98番地
破産者　由井　信子
1　決定年月日　令和７年11月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第９２４号
愛知県海部郡飛島村大字服岡３丁目136番地
破産者　児玉　　光
1　決定年月日　令和７年11月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和５年（フ）第３８８５号
大阪市住吉区南住吉１丁目20番３号　コンフォート杉　303号、開始決定時大阪市住吉区上住吉１丁目６番16号
破産者　長谷川輝忠
1　決定年月日　令和７年11月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第４３８７号
大阪府大東市太子田１丁目５番３号　グランデール住道202号、開始決定時大阪府大東市中垣内１丁目４番７号
破産者　松本　浩雅
1　決定年月日　令和７年11月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第７１７号
大阪市東成区東中本３丁目２番17―701号
破産者　ＧＴＯ　Ｔａｘｉこと　岡崎　一博
1　決定年月日　令和７年11月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１２５０号
大阪市城東区中浜１―５―７、開始決定時大阪市北区本庄東３丁目８番４―1017号
破産者　深尾　陽輔
1　決定年月日　令和７年11月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第５３号
福岡県柳川市三橋町江曲164番地７　ハイツ藤木Ｃ棟101号、前住所福岡県柳川市三橋町吉開330番地１
破産者　友添まゆみ
1　決定年月日　令和７年11月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

令和６年（フ）第４６６号
新潟市中央区紫竹山７丁目５番１号　プレジール内山101号
破産者　焼きあご中華浦咲こと　原田　修一
1　決定年月日　令和７年11月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１２７号
石川県野々市市高橋町14番37号、従前の住所金沢市伏見新町255番地
破産者　茂野栄美子
1　決定年月日　令和７年11月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和６年（フ）第３３３号
京都市山科区西野後藤10番地８、前住所大津市今堅田３丁目12番45―207号
破産者　辻　　一男
1　決定年月日　令和７年11月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和６年（フ）第２１０号
香川県高松市宮脇町２丁目37番２―403号
市住、開始決定時の住所香川県高松市高松町2288番地20、住民票上の住所香川県高松市高松町1452番地21
破産者　谷本　一美
1　決定年月日　令和７年11月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和７年（フ）第１２４号
青森県八戸市根城７丁目５番25号　フレグランスかわぐち　Ｃ201号室
破産者　鈴木　　剛
1　破産債権の届出期間　令和７年12月22日まで
2　一般調査期日　令和８年２月２日午前10時50分
令和７年11月25日
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和６年（フ）第６３９号
堺市北区百舌鳥西之町３丁501番地２、開始決定時の住所大阪府和泉市光明台２丁目38番15号
破産者　山本　隆生
1　破産債権の届出期間　令和７年12月25日まで
2　一般調査期日　令和８年２月26日午前10時
令和７年11月27日
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和６年（フ）第５５８４号
大阪府箕面市箕面４丁目13番46号
破産者　白坂　廣志
1　破産債権の届出期間　令和８年１月９日まで
2　一般調査期日　令和８年２月12日午後２時20分
令和７年11月27日
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第３２４１号
大阪市中央区平野町１丁目８番13号
破産者　株式会社アイ・エス・エイ・エム
1　破産債権の届出期間　令和８年１月16日まで
2　一般調査期日　令和８年２月26日午後２時40分
令和７年11月27日
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第４１０号
大阪市淀川区西中島６丁目８番31号
破産者　株式会社ザンワーズ
1　破産債権の届出期間　令和８年１月19日まで
2　一般調査期日　令和８年３月23日午後２時30分
令和７年11月27日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和７年（フ）第８６５号
宮城県名取市上余田字市坪478番地の６　ひまわり101号
破産者　手塚香代子
異議申述期間　令和８年１月22日まで
令和７年11月27日
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第９０４号
仙台市太白区四郎丸字落合159番地の２
破産者　名取　克也
異議申述期間　令和８年１月22日まで
令和７年11月27日
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和６年（フ）第５７２０号
大阪府寝屋川市上神田１丁目34番４号、前住所大阪市北区豊崎５丁目７番24―501号
破産者　古川　政徳
異議申述期間　令和８年１月23日まで
令和７年11月28日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

令和７年（ヒ）第１０１３号
名古屋市港区宝神１丁目128番地
清算株式会社　ＫＲＣ管財株式会社
代表清算人　袋田　清志
1　決定年月日　令和７年11月25日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（ヒ）第２４号
愛知県高浜市小池町５丁目６番地25
清算株式会社　株式会社Ａ・Ｉ・Ｓ
代表清算人　森重　龍司
1　決定年月日　令和７年11月21日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所岡崎支部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第２０５４号
東京都中央区日本橋２丁目１番14号日本橋加藤ビルディング６階弁護士法人ＰＬＡＺＡ総合法律事務所内
清算株式会社　株式会社ラックナム
1　決定年月日　令和７年11月21日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第３０２８号
大阪市淀川区西中島４丁目９番28号
清算株式会社　株式会社ＮＣＴ
1　決定年月日　令和７年11月26日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（ヒ）第２号
広島県尾道市向島町16060番地79
清算株式会社　広島県東部食糧株式会社
1　決定年月日　令和７年11月21日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
広島地方裁判所尾道支部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２０５９号
東京都江東区潮見２丁目１番22号
清算株式会社　株式会社久米開発プロデュース
代表清算人　能口　卓也
1　決定年月日　令和７年11月19日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち利息債権及び遅延損害金請求権については、発生時期を問わず、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
2　弁済
(1)　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、換価代金から必要な費用及び金1000万円を控除した残額を弁済する。ただし、振込手数料は上記の必要な費用に含むものとし、清算株式会社が負担する。
(2)　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
3　免除
協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、協定債権の総額から弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
4　追加弁済
第２項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金に第２項(1)の金1000万円を加えた金額から必要な費用及び第２項(1)の金1000万円を控除した残額を弁済する。ただし、振込手数料は上記の必要な費用に含むものとし、清算株式会社が負担する。この場合においては、協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
5　残余財産の分配
第２項、前項の弁済及び第３項の債務免除の後、清算株式会社は、第２項の金1000万円を清算株式会社の株主に対し分配する。ただし、振込手数料は必要な費用として、清算株式会社が負担する。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第１０２号
高知市南はりまや町１丁目２番20号
清算株式会社　株式会社エスアール商事
代表清算人　濱口　幸作
1　決定年月日　令和７年11月21日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　本協定の対象となる債権は、清算株式会社に対する債権のうち、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権、及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権（以下「協定債権」という。）であり、同債権を有するものを協定債権者という。
2　別紙協定債権者一覧記載の協定債権者は、清算株式会社に対する協定債権の全額（協定債権に対する利息、遅延損害金の一切を含む。）につき、その債務を免除する。
3　前項の債務免除の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を別紙協定債権者一覧の協定債権額に応じて按分して弁済する（ただし、１円未満の端数については一律に切り捨てて弁済額を計算する。）。この場合における弁済は、各協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
4　前項の場合においては、各協定債権者が第２項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
高知地方裁判所民事部

令和７年（ヒ）第２号
福岡県久留米市田主丸町石垣1241番地３
清算株式会社　ＷＫ株式会社
代表清算人　林田　安世
1　決定年月日　令和７年11月20日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
清算株式会社は、下記の各協定債権者の債権（元本、利息及び遅延損害金）につき、その全額の免除を受ける。
記
①　株式会社紅乙女酒造
②　筑後信用金庫
③　株式会社日本政策金融公庫
④　福岡県信用保証協会
以上
福岡地方裁判所久留米支部

再生手続開始

令和７年（再）第３号
和歌山県紀の川市下井阪250番地１
再生債務者　寺本　佳之
1　決定年月日時　令和７年11月21日午後１時30分
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年１月16日まで
4　再生債権の一般調査期間　令和８年２月17日から令和８年３月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

再生計画認可

令和７年（再）第１３号
東京都千代田区神田錦町３丁目３番地
再生債務者　オーピーシー株式会社
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
令和７年11月26日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

令和７年（再イ）第１３号
愛知県北設楽郡豊根村坂宇場字下中村15番地
再生債務者　村井　由仁
1　決定年月日時　令和７年11月26日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年12月17日まで
4　一般異議申述期間　令和７年12月24日から令和８年１月７日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和７年（再イ）第１５４号
さいたま市見沼区大字大谷1664番地４　県営七里第二団地３－403（旧住所神奈川県横浜市緑区北八朔町1894番地３　レオネクストソレイユ102号室）
再生債務者　田中賢一郎
1　決定年月日時　令和７年11月27日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年12月18日まで
4　一般異議申述期間　令和７年12月26日から令和８年１月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

令和７年（再イ）第２０８号
千葉市中央区塩田町630番地１　シェモア101号
再生債務者　酒井　祐輝
1　決定年月日時　令和７年11月27日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年12月18日まで
4　一般異議申述期間　令和８年１月５日から令和８年１月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（再イ）第２４号
長野市稲里町中央１丁目９番８－Ａ号　タカノハイツ２Ａ
再生債務者　青木　孝介
1　決定年月日時　令和７年11月27日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年12月18日まで
4　一般異議申述期間　令和７年12月26日から令和８年１月９日まで
長野地方裁判所民事部再生係

令和７年（再イ）第２１号
岐阜県土岐市肥田浅野双葉町１丁目19番地
再生債務者　松田陽一朗
1　決定年月日時　令和７年11月27日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年12月18日まで
4　一般異議申述期間　令和８年１月５日から令和８年１月15日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

令和７年（再イ）第２７８号
名古屋市東区泉３丁目23番20号　グランエスポワール泉1004号
再生債務者　赤坂　　優
1　決定年月日時　令和７年11月27日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年12月18日まで
4　一般異議申述期間　令和７年12月25日から令和８年１月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（再イ）第３１１号
名古屋市守山区桜坂１丁目101番地　エコビレッジ志段味Ａ棟207号
再生債務者　川本　浩史
1　決定年月日時　令和７年11月27日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年12月18日まで
4　一般異議申述期間　令和７年12月25日から令和８年１月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（再イ）第３５号
兵庫県伊丹市鴻池１丁目11番55号
再生債務者　24ｓｅｖｅｎ－ｉｓｌａｎｄこと　耒田　寿夫
1　決定年月日時　令和７年11月27日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年12月18日まで
4　一般異議申述期間　令和８年１月５日から令和８年１月８日まで
神戸地方裁判所伊丹支部個人再生係

令和７年（再イ）第８号
鳥取県東伯郡北栄町由良宿1795番地３
再生債務者　岩本　唯阿
1　決定年月日時　令和７年11月27日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年12月18日まで
4　一般異議申述期間　令和８年１月５日から令和８年１月13日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

令和７年（再イ）第３３号
青森市石江１丁目10番地３
再生債務者　船橋　健文
1　決定年月日時　令和７年11月28日午後１時30分
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年12月19日まで
4　一般異議申述期間　令和７年12月26日から令和８年１月９日まで
青森地方裁判所民事部再生係

令和７年（再イ）第４５号
三重県桑名市赤尾台３丁目１番地２
再生債務者　日置　七瀬
1　決定年月日時　令和７年11月28日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年12月19日まで
4　一般異議申述期間　令和７年12月26日から令和８年１月５日まで
津地方裁判所四日市支部

令和７年（再イ）第５４号
愛媛県東温市南方105番地２
再生債務者　近藤　俊則
1　決定年月日時　令和７年11月28日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年12月19日まで
4　一般異議申述期間　令和７年12月26日から令和８年１月９日まで
松山地方裁判所民事部

令和７年（再イ）第５２号
長崎県西彼杵郡長与町高田郷624番地19
再生債務者　浦川　躍子
1　決定年月日時　令和７年11月28日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年12月19日まで
4　一般異議申述期間　令和８年１月９日から令和８年１月23日まで
長崎地方裁判所民事部個人再生係

令和７年（再イ）第２４号
山口県下関市一の宮町４丁目９番28―306号フローリッシュ秀
再生債務者　阿座上　塁
1　決定年月日時　令和７年11月28日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年12月22日まで
4　一般異議申述期間　令和８年１月５日から令和８年１月13日まで
山口地方裁判所下関支部再生係

令和７年（再イ）第１１４号
千葉県柏市東中新宿１丁目24番14―７号
再生債務者　大越　拓也
1　決定年月日時　令和７年11月25日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年12月23日まで
4　一般異議申述期間　令和８年１月５日から令和８年１月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（再イ）第２２号
愛媛県新居浜市中村１―９―11　中村Ｌコーポ２―Ｂ号
再生債務者　神野　広樹
1　決定年月日時　令和７年11月28日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年12月24日まで
4　一般異議申述期間　令和８年１月５日から令和８年１月13日まで
松山地方裁判所西条支部

令和７年（再イ）第６１号
熊本県宇城市小川町南小野1131番地
再生債務者　岩田　直樹
1　決定年月日時　令和７年11月26日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年12月24日まで
4　一般異議申述期間　令和８年１月７日から令和８年１月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（再イ）第６４号
熊本市西区小島３丁目13番10号
再生債務者　川口　文子
1　決定年月日時　令和７年11月26日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年12月24日まで
4　一般異議申述期間　令和８年１月７日から令和８年１月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（再イ）第６６号
熊本市南区城南町島田1011番地３
再生債務者　奥村　　巌
1　決定年月日時　令和７年11月26日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年12月24日まで
4　一般異議申述期間　令和８年１月７日から令和８年１月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（再イ）第１０号
北海道滝川市緑町６丁目４番29号ＮＯＢＩＬＥ101号室
再生債務者　春名　祐希
1　決定年月日時　令和７年11月27日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年12月25日まで
4　一般異議申述期間　令和８年１月８日から令和８年１月19日まで
札幌地方裁判所滝川支部再生係

令和７年（再イ）第４８７号
東京都板橋区中台３―23―７
再生債務者　坂内　孝太
1　決定年月日時　令和７年11月27日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年12月25日まで
4　一般異議申述期間　令和８年１月８日から令和８年１月29日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（再イ）第５２１号
東京都杉並区高円寺南３―48―14
再生債務者　村岡　　稔
1　決定年月日時　令和７年11月27日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年12月25日まで
4　一般異議申述期間　令和８年１月８日から令和８年１月29日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（再イ）第５２５号
東京都中央区晴海５―５―３―1503
再生債務者　志賀　亮介
1　決定年月日時　令和７年11月27日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年12月25日まで
4　一般異議申述期間　令和８年１月８日から令和８年１月29日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（再イ）第１８５号
神奈川県綾瀬市上土棚南１丁目９番14―314号
再生債務者　宮城　光利
1　決定年月日時　令和７年11月27日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年12月25日まで
4　一般異議申述期間　令和８年１月８日から令和８年１月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和７年（再イ）第２０号
三重県名張市つつじが丘南５番町55番地
再生債務者　石橋　正徳
1　決定年月日時　令和７年11月27日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年12月25日まで
4　一般異議申述期間　令和８年１月５日から令和８年１月15日まで
津地方裁判所伊賀支部

令和７年（再イ）第４５５号
大阪府大東市三箇３丁目11番47号　ＬＵＡＮＡ304号
再生債務者　槇　　一樹
1　決定年月日時　令和７年11月27日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年12月25日まで
4　一般異議申述期間　令和８年１月５日から令和８年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（再イ）第８８号
大阪府大阪狭山市大野台４丁目20番16号
再生債務者　ひかり鍼灸整骨院こと　中辻　輝雅
1　決定年月日時　令和７年11月27日午後２時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年12月25日まで
4　一般異議申述期間　令和８年１月５日から令和８年１月19日まで
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和７年（再イ）第７８号
大阪府泉大津市小松里町４番４―402号
再生債務者　エーヨー商会こと　工島　栄史
1　決定年月日時　令和７年11月27日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年12月25日まで
4　一般異議申述期間　令和８年１月５日から令和８年１月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和７年（再イ）第８２号
大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺772番地４　スカイハイツ201号室
再生債務者　中居　智春
１　決定年月日時　令和７年11月27日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和７年12月25日まで
４　一般異議申述期間　令和８年１月５日から令和８年１月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和７年（再イ）第７号
兵庫県洲本市中川原町厚浜709番地６
再生債務者　冨永　珠美
１　決定年月日時　令和７年11月27日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和７年12月25日まで
４　一般異議申述期間　令和８年１月５日から令和８年１月13日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

令和７年（再イ）第１１４号
広島市安佐南区祇園２丁目28番10―707号
再生債務者　橘　　健矢
１　決定年月日時　令和７年11月27日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和７年12月25日まで
４　一般異議申述期間　令和８年１月５日から令和８年１月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（再イ）第１１０号
北九州市小倉北区木町４丁目３番29―303号
再生債務者　藤本　紗恵
１　決定年月日時　令和７年11月27日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和７年12月25日まで
４　一般異議申述期間　令和８年１月８日から令和８年１月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（再イ）第５６号
熊本県上益城郡益城町大字赤井310番地１
再生債務者　田口　良市
１　決定年月日時　令和７年11月27日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和７年12月25日まで
４　一般異議申述期間　令和８年１月８日から令和８年１月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（再イ）第２号
北海道網走市駒場南３丁目５番７号
再生債務者　白川　圭二
１　決定年月日時　令和７年11月28日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和７年12月26日まで
４　一般異議申述期間　令和８年１月９日から令和８年１月20日まで
釧路地方裁判所網走支部

令和７年（再イ）第２１８号
横浜市港北区岸根町683番地１　レオパレスコートリバーⅢ　105号
再生債務者　前崎　良太
１　決定年月日時　令和７年11月28日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和７年12月26日まで
４　一般異議申述期間　令和８年１月９日から令和８年１月16日まで
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和７年（再イ）第１８号
新潟県新発田市早道場136番地
再生債務者　難波　利成
１　決定年月日時　令和７年11月28日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和７年12月26日まで
４　一般異議申述期間　令和８年１月９日から令和８年１月30日まで
新潟地方裁判所新発田支部

令和７年（再イ）第３４号
石川県河北郡内灘町字千鳥台５丁目60番地
再生債務者　大杉　竜嗣
１　決定年月日時　令和７年11月28日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和７年12月26日まで
４　一般異議申述期間　令和８年１月５日から令和８年１月16日まで
金沢地方裁判所民事部

令和７年（再イ）第７号
石川県七尾市万行３丁目18番地
再生債務者　山口めぐみ
１　決定年月日時　令和７年11月28日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和７年12月26日まで
４　一般異議申述期間　令和８年１月16日から令和８年２月６日まで
金沢地方裁判所七尾支部

令和７年（再イ）第１４号
福井県小浜市新小松原第４号75番地　前住所福井県小浜市青井第９号67番地
再生債務者　鈴本　健士
１　決定年月日時　令和７年11月28日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和７年12月26日まで
４　一般異議申述期間　令和８年１月７日から令和８年１月21日まで
福井地方裁判所敦賀支部再生係

令和７年（再イ）第１７号
長野県岡谷市堀ノ内１丁目１番12号
再生債務者　依田　和弘
１　決定年月日時　令和７年11月28日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和７年12月26日まで
４　一般異議申述期間　令和８年１月９日から令和８年１月23日まで
長野地方裁判所諏訪支部

令和７年（再イ）第４１号
大津市月輪３丁目１番１―102号
再生債務者　志水幸二郎
１　決定年月日時　令和７年11月28日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和７年12月26日まで
４　一般異議申述期間　令和８年１月９日から令和８年１月16日まで
大津地方裁判所民事部再生係

令和７年（再イ）第１２１号
兵庫県加古郡播磨町古宮６丁目６番39号
再生債務者　新井電気こと　新井　俊夫
１　決定年月日時　令和７年11月28日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和７年12月26日まで
４　一般異議申述期間　令和８年１月９日から令和８年１月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和７年（再イ）第１２号
山口県周南市大字戸田2841番地の１
再生債務者　網本　浩次
１　決定年月日時　令和７年11月28日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和７年12月26日まで
４　一般異議申述期間　令和８年１月５日から令和８年１月19日まで
山口地方裁判所周南支部

令和７年（再イ）第６号
高知県宿毛市中央１丁目２番10号
再生債務者　澤松　佑治
１　決定年月日時　令和７年11月28日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和７年12月26日まで
４　一般異議申述期間　令和８年１月５日から令和８年１月19日まで
高知地方裁判所中村支部

令和７年（再イ）第９号
宮崎県都城市広原町34号10番地
再生債務者　守部　猛志
１　決定年月日時　令和７年11月28日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和７年12月26日まで
４　一般異議申述期間　令和８年１月16日から令和８年１月23日まで
宮崎地方裁判所都城支部

小規模個人再生による書面決議に付する決定

令和７年（再イ）第１０７号
神奈川県藤沢市大鋸1193番地の９
再生債務者　奥山　　巌
１　決議に付する再生計画案　令和７年９月26日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月11日まで
令和７年11月27日
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和７年（再イ）第１６４号
神奈川県藤沢市葛原262番地の８
再生債務者　今泉　　崇
１　決議に付する再生計画案　令和７年11月７日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月11日まで
令和７年11月27日
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和７年（再イ）第１１５号
千葉県船橋市松が丘３丁目16番12号
再生債務者　安達奈央子
１　決議に付する再生計画案　令和７年11月11日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月15日まで
令和７年11月27日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（再イ）第２９３号
東京都葛飾区奥戸５―20―18
再生債務者　酒井　一茂（旧姓萩原）
１　決議に付する再生計画案　令和７年10月15日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月15日まで
令和７年11月27日
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（再イ）第２９６号
東京都八王子市横山町９―16―304
再生債務者　植松　晃志
１　決議に付する再生計画案　令和７年11月25日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月15日まで
令和７年11月27日
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（再イ）第３６０号
東京都葛飾区東四つ木４―30―３
再生債務者　菊地　　一
１　決議に付する再生計画案　令和７年11月25日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月15日まで
令和７年11月27日
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（再イ）第６号
岩手県奥州市水沢字桜屋敷西55番地８
再生債務者　千葉　健一
１　決議に付する再生計画案　令和７年11月14日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月17日まで
令和７年11月27日　盛岡地方裁判所水沢支部

令和７年（再イ）第１５号
神奈川県横須賀市ハイランド５丁目10番８号
再生債務者　河久保伸一
１　決議に付する再生計画案　令和７年11月12日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月17日まで
令和７年11月26日
横浜地方裁判所横須賀支部

令和７年（再イ）第９８号
仙台市青葉区台原６丁目13番39―１号　アスコット台原Ｂ棟103
再生債務者　阿部　彩花
１　決議に付する再生計画案　令和７年11月20日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月18日まで
令和７年11月27日
仙台地方裁判所第４民事部

令和７年（再イ）第１１９号
さいたま市北区櫛引町２丁目499番地２　日建プリムローズ大宮マンション305号室
再生債務者　吉井　裕二
１　決議に付する再生計画案　令和７年11月25日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月18日まで
令和７年11月27日
さいたま地方裁判所第３民事部

令和７年（再イ）第１８号
埼玉県草加市栄町３丁目２番２―203号
再生債務者　宇根　　寛
１　決議に付する再生計画案　令和７年10月22日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月18日まで
令和７年11月27日
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

令和７年（再イ）第３１号
埼玉県越谷市越ヶ谷２丁目５番６―２号
再生債務者　新井　智起
１　決議に付する再生計画案　令和７年11月19日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月18日まで
令和７年11月27日
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

令和７年（再イ）第１号
川崎市中原区北谷町33番地５
再生債務者　川合遼太郎
１　決議に付する再生計画案　令和７年10月23日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月18日まで
令和７年11月27日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和７年（再イ）第２８号
相模原市南区桜台18番14号　セリシール相模原Ｂ212
再生債務者　氏　　佐江（旧姓青木）
１　決議に付する再生計画案　令和７年９月26日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月18日まで
令和７年11月27日
横浜地方裁判所相模原支部

令和７年（再イ）第２０号
富山市長江新町３丁目９番８号
再生債務者　大島　高宏
１　決議に付する再生計画案　令和７年11月12日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月18日まで
令和７年11月27日　富山地方裁判所民事部

令和７年（再イ）第２０６号
名古屋市西区八筋町418番地の１　第２シャトープレドパーク505号
再生債務者　加藤　義規
１　決議に付する再生計画案　令和７年10月16日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月18日まで
令和７年11月27日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（再イ）第２３７号
名古屋市南区外山２丁目７番６号　ラ・ポルト205号（従前の住所）岐阜県中津川市茄子川1480番地の17　エンカウンター206
再生債務者　前田　理子
１　決議に付する再生計画案　令和７年11月19日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月18日まで
令和７年11月27日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（再イ）第３４号
福岡県小郡市美鈴が丘５丁目24番地11
再生債務者　重富幸治郎
１　決議に付する再生計画案　令和７年11月６日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月18日まで
令和７年11月27日
福岡地方裁判所久留米支部個人再生係

令和７年（再イ）第９号
山形県酒田市広野字末広95番地の43
再生債務者　石黒　秀樹
１　決議に付する再生計画案　令和７年10月31日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月19日まで
令和７年11月28日　山形地方裁判所酒田支部

令和６年（再イ）第１１５号
千葉県鎌ケ谷市東鎌ケ谷１丁目２番19―22号
再生債務者　阿井　勇二
１　決議に付する再生計画案　令和７年10月27日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月19日まで
令和７年11月21日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（再イ）第６７号
千葉県柏市しいの木台１丁目11番地５
再生債務者　山岸　篤志
１　決議に付する再生計画案　令和７年11月17日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月19日まで
令和７年11月21日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（再イ）第２８号
三重県松阪市嬉野中川新町４丁目262番地12
再生債務者　横山　真一
1　決議に付する再生計画案　令和７年11月７日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月19日まで
令和７年11月28日　津地方裁判所再生係

令和７年（再イ）第３４号
大分市森町西１丁目15番１号
再生債務者　青木　浩之
1　決議に付する再生計画案　令和７年11月４日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月19日まで
令和７年11月28日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（再イ）第４号
大分県中津市大字角木78番地14
再生債務者　鈴木　修
1　決議に付する再生計画案　令和７年10月30日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月19日まで
令和７年11月28日
大分地方裁判所中津支部個人再生係

令和７年（再イ）第２９号
栃木県栃木市城内町２丁目26番17号
再生債務者　大貫　潤
1　決議に付する再生計画案　令和７年11月18日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月22日まで
令和７年11月27日
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和７年（再イ）第３８号
埼玉県羽生市大字今泉690番地３
再生債務者　田島　佑基
1　決議に付する再生計画案　令和７年11月25日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月22日まで
令和７年11月28日
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和７年（再イ）第７８号
千葉県柏市東中新宿４丁目４番19―302号
再生債務者　冨澤　弘
1　決議に付する再生計画案　令和７年11月19日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月23日まで
令和７年11月25日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（再イ）第１７６号
札幌市豊平区中の島２条８丁目６番３－２号
再生債務者　駒澤　順也
1　決議に付する再生計画案　令和７年11月17日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月24日まで
令和７年11月26日
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（再イ）第１７７号
大阪市西淀川区姫島４－８－３―502（前住所　大阪市西淀川区姫里３―13―48―812）
再生債務者　田中保険事務所こと　田中　浩一
1　決議に付する再生計画案　令和７年11月21日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月24日まで
令和７年11月27日
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（再イ）第３１８号
大阪府東大阪市西岩田３丁目３番13―403号
再生債務者　齊藤　雄一
1　決議に付する再生計画案　令和７年11月18日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月24日まで
令和７年11月27日
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（再イ）第３４８号
大阪府吹田市江坂町２丁目１番39号　(301)
再生債務者　岡田　和也
1　決議に付する再生計画案　令和７年11月25日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月24日まで
令和７年11月27日
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（再イ）第１５３号
札幌市厚別区上野幌３条５丁目１番２―1008号
再生債務者　酒井　理恵
1　決議に付する再生計画案　令和７年11月７日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月25日まで
令和７年11月27日
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（再イ）第７４号
千葉県松戸市小金原４丁目13番地の18
再生債務者　柏﨑　裕也
1　決議に付する再生計画案　令和７年11月25日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月25日まで
令和７年11月27日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（再イ）第９５号
千葉県柏市柏２丁目10番11―308号
再生債務者　飯嶋　浩
1　決議に付する再生計画案　令和７年11月26日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月25日まで
令和７年11月27日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（再イ）第３４７号
大阪市東成区深江南２丁目３番13号
再生債務者　三木　麗奈
1　決議に付する再生計画案　令和７年10月31日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月25日まで
令和７年11月27日
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（再イ）第４１号
大阪府和泉市府中町２丁目２番24号
再生債務者　ＲｅｖｅｒｉＥこと　舟越　勇治
1　決議に付する再生計画案　令和７年11月25日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月25日まで
令和７年11月27日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和７年（再イ）第６０号
大阪府泉佐野市鶴原479番地の22
再生債務者　秦　健一
1　決議に付する再生計画案　令和７年11月20日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月25日まで
令和７年11月27日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和７年（再イ）第６１号
大阪府和泉市室堂町５番地の１－８―201
再生債務者　ＭＫ建築塗装こと　増本　恭司
1　決議に付する再生計画案　令和７年11月21日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月25日まで
令和７年11月27日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和７年（再イ）第６３号
大阪府泉南市新家86番地の28
再生債務者　中下　慎也
1　決議に付する再生計画案　令和７年11月５日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月25日まで
令和７年11月27日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和７年（再イ）第１９号
北海道河東郡音更町北鈴蘭北４丁目２番地30
再生債務者　田中　伸一
1　決議に付する再生計画案　令和７年11月21日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月26日まで
令和７年11月28日
釧路地方裁判所帯広支部再生係

令和７年（再イ）第３１号
大津市竜が丘26番10号
再生債務者　内田　秀幸
1　決議に付する再生計画案　令和７年11月21日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月26日まで
令和７年11月28日
大津地方裁判所民事部再生係

令和７年（再イ）第１１号
兵庫県豊岡市庄境1075番地の１　ルジューレ202
再生債務者　平井　智之
1　決議に付する再生計画案　令和７年11月７日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月26日まで
令和７年11月28日
神戸地方裁判所豊岡支部再生係

令和７年（再イ）第２号
島根県浜田市熱田町149番地４
再生債務者　下間　勇二
１　決議に付する再生計画案　令和７年11月14日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月26日まで
令和７年11月26日　松江地方裁判所浜田支部

令和７年（再イ）第３号
京都府与謝郡与謝野町字岩滝1267番地１　町営天神山団地２―201号
再生債務者　中野　嘉紀
１　決議に付する再生計画案　令和７年11月18日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年１月５日まで
令和７年11月26日　京都地方裁判所宮津支部

令和７年（再イ）第２号
長崎県南松浦郡新上五島町道土井郷451番地
再生債務者　深浦　慎吾
１　決議に付する再生計画案　令和７年11月21日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和７年12月11日
３　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月11日まで
令和７年11月27日　長崎地方裁判所五島支部

令和６年（再イ）第２８号
新潟県長岡市下条町1420番地
再生債務者　阿部　宏光
１　決議に付する再生計画案　令和７年11月４日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和７年12月18日
３　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月18日まで
令和７年11月27日
新潟地方裁判所長岡支部再生係

令和６年（再イ）第１３０号
神戸市須磨区清水台１番地の９　アルテピアⅢ番街１―1311号
再生債務者　一瀬　俊也
１　決議に付する再生計画案　令和７年11月22日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和７年12月18日
３　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月18日まで
令和７年11月27日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

令和７年（再イ）第９２号
神戸市中央区北野町４丁目17番10号　ビーハイツ北野203（従前の住所）神戸市中央区北野町４丁目17番10号　ビーハイツ北野104
再生債務者　Ｌｉｍｏ　Ｄｅｓｉｇｎ　Ｓｔｕｄｉｏこと　西　　純子
１　決議に付する再生計画案　令和７年10月20日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和７年12月18日
３　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月18日まで
令和７年11月27日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

令和７年（再イ）第５号
鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕1621番地
再生債務者　寺田　幸徳
１　決議に付する再生計画案　令和７年11月26日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和７年12月18日
３　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月18日まで
令和７年11月27日　鳥取地方裁判所倉吉支部

令和７年（再イ）第１９号
岡山県倉敷市真備町岡田164番地24
再生債務者　山本　英子
１　決議に付する再生計画案　令和７年11月７日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和７年12月18日
３　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月18日まで
令和７年11月27日　岡山地方裁判所倉敷支部

令和７年（再イ）第５２号
北九州市八幡東区春の町４丁目２番21―1001号
再生債務者　梯運送こと　梯　　賢司
１　決議に付する再生計画案　令和７年10月22日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和７年12月18日
３　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月18日まで
令和７年11月27日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（再イ）第８５号
兵庫県姫路市岩端町18番地
再生債務者　安藤　千尋
１　決議に付する再生計画案　令和７年11月21日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和７年12月19日
３　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月26日まで
令和７年11月28日　神戸地方裁判所姫路支部

令和７年（再イ）第３号
徳島県美馬市穴吹町三島字小島1285番地３
再生債務者　太田　篤志
１　決議に付する再生計画案　令和７年11月25日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和７年12月19日
３　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月26日まで
令和７年11月28日　徳島地方裁判所美馬支部

令和７年（再イ）第４７号
北九州市八幡西区大平台21番19号
再生債務者　江頭　範恵
１　決議に付する再生計画案　令和７年11月21日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和７年12月19日
３　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月19日まで
令和７年11月28日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（再イ）第３号
愛媛県西予市宇和町稲生304番地
再生債務者　兵頭　識子
１　決議に付する再生計画案　令和７年10月28日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和７年12月25日
３　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月25日まで
令和７年11月27日
松山地方裁判所宇和島支部

令和７年（再イ）第１７号
青森県弘前市大字和泉２丁目２番地６　木村方
再生債務者　菊池　民二
１　決議に付する再生計画案　令和７年11月20日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和７年12月26日
３　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月26日まで
令和７年11月28日　青森地方裁判所弘前支部

令和７年（再イ）第３９号
愛媛県伊予市尾崎７番地１　コーストアヴェニューＢ棟101号
再生債務者　秋山　潤平
１　決議に付する再生計画案　令和７年11月４日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和７年12月26日
３　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月26日まで
令和７年11月28日　　松山地方裁判所民事部

令和７年（再イ）第２号
愛媛県八幡浜市向灘229番地39　サントノーレ大平
再生債務者　石井　郁久
１　決議に付する再生計画案　令和７年11月26日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和７年12月26日
３　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月26日まで
令和７年11月28日　松山地方裁判所大洲支部

令和７年（再イ）第１８号
青森県黒石市京町22番地２
再生債務者　中村　貴生
１　決議に付する再生計画案　令和７年11月17日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年１月６日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年１月６日まで
令和７年11月28日　青森地方裁判所弘前支部

小規模個人再生による再生計画不認可

令和７年（再イ）第２６号

堺市西区鳳北町６丁330番地６
再生債務者　鼻毛　良太
１　主文　本件再生計画を認可しない。
２　理由の要旨　令和７年11月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法231条２項５号に定める事由がある。
令和７年11月27日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

令和７年（再イ）第２０号

北海道旭川市大町１条４丁目14番地の66
Ｒ＆ＭⅢ103号
再生債務者　中川　雅司
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
令和７年11月27日　　旭川地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

令和７年（再ロ）第６号

大阪府東大阪市川田３丁目５番15号
再生債務者　川畑　清嗣
１　決定年月日時　令和７年11月27日午後３時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和７年12月24日まで
４　一般異議申述期間　令和８年１月６日から令和８年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（再ロ）第１０号

神戸市中央区中山手通１丁目25番21号
再生債務者　岩本　隆之
１　決定年月日時　令和７年11月26日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和７年12月24日まで
４　一般異議申述期間　令和８年１月５日から令和８年１月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

令和７年（再ロ）第１号

新潟県三条市曲渕２丁目21番71―５号
再生債務者　石川　誠治
１　決定年月日時　令和７年11月27日午後３時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和７年12月25日まで
４　一般異議申述期間　令和８年１月８日から令和８年１月29日まで
新潟地方裁判所三条支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

令和７年（再ロ）第１号

宮城県東松島市大曲字筒場131番地34
再生債務者　今野　孝則
１　意見聴取に付する再生計画案　令和７年11月21日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　令和７年12月19日まで
令和７年11月28日
仙台地方裁判所石巻支部再生係

令和７年（再ロ）第１０号

京都市左京区一乗寺払殿町31―14
再生債務者　中村登美枝
１　意見聴取に付する再生計画案　令和７年11月17日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　令和８年１月５日まで
令和７年11月28日
京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

令和６年（再ロ）第１０号

横浜市緑区寺山町745番地13　グリーンハイツ寺山１号棟509号
再生債務者　阿部　夏美
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年11月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年11月27日
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和７年（再ロ）第１号

北海道旭川市神楽岡12条５丁目２番１号
再生債務者　重延　　誠
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年11月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年11月27日　　旭川地方裁判所民事部

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和７年（チ）第７号

青森県上北郡東北町上北南４丁目32番地484
申立人　東北町
住所・居所　不明
（最後の住所）千葉市若葉区愛生町136番地２
（不動産登記記録上の住所）千葉市園生町400番地12
所有者　寺島　吉隆
届出期間満了日　令和８年１月26日
令和７年11月25日　　青森地方裁判所
（別紙）　物　件　目　録
所在　上北郡東北町大字上野字南谷地
地番　190番
地目　池沼
地積　649平方メートル

令和７年（チ）第３０２８号

東京都練馬区高松６丁目９番１号２Ｆ
申立人　株式会社日本水工社
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）品川区下大崎二丁目31番地２
所有者　沖　孫七郎
届出期間満了日　令和８年１月26日
令和７年11月26日　　東京地方裁判所
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　杉並区高円寺北四丁目
地番　504番４
地目　公衆用道路
地積　52平方メートル
２　所在　杉並区高円寺北四丁目
地番　504番６
地目　公衆用道路
地積　9.91平方メートル
３　所在　杉並区高円寺北四丁目
地番　504番７
地目　公衆用道路
地積　13平方メートル

令和７年（チ）第６号

鳥取県西伯郡大山町豊成1150番地
申立人　林原　彦一
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）千葉県千葉市中央区白旗一丁目２番12棟108号
所有者　河﨑　春子
届出期間満了日　令和８年１月26日
令和７年11月25日　鳥取地方裁判所米子支部
（別紙）　物　件　目　録
所在　西伯郡大山町豊成字上出合
地番　1139番
地目　宅地
地積　690.02平方メートル

令和７年（チ）第２号

熊本県熊本市中央区水前寺６丁目18番１号
申立人　熊本県知事　木村　　敬
住所・居所　不明
（柿本安五郎の評価証明書上の住所）熊本県上天草市龍ヶ岳町大道
所有者　柿本安五郎
届出期間満了日　令和８年１月26日
令和７年11月25日　熊本地方裁判所天草支部
（別紙）　物　件　目　録
所在　熊本県上天草市龍ケ岳町大道字村山
地番　208番１
地目　畑
地積　443平方メートル

令和７年（チ）第３号

熊本県熊本市中央区水前寺６丁目18番１号
申立人　熊本県知事　木村　　敬
住所・居所　不明
（岩本房吉の評価証明書上の住所）熊本県上天草市龍ヶ岳町大道
所有者　岩本　房吉
届出期間満了日　令和８年１月26日
令和７年11月25日　熊本地方裁判所天草支部
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　熊本県上天草市龍ケ岳町大道字村山
地番　246番
地目　畑
地積　322平方メートル
２　所在　熊本県上天草市龍ケ岳町大道字村山
地番　254番
地目　畑
地積　211平方メートル

令和７年（チ）第２号

鹿児島市鴨池新町10番１号
申立人　鹿児島県
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）（記載なし）
所有者　大山八郎八
届出期間満了日　令和８年１月23日
令和７年11月25日
鹿児島地方裁判所知覧支部

（別紙）　物　件　目　録

１　所在　南九州市川辺町下山田字東原
地番　672番
地目　山林
地積　114平方メートル

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年七月二十四日
掲載頁　六頁
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月十六日
掲載頁　七十二頁（号外第一六三号）

令和七年十二月八日
東京都渋谷区恵比寿一丁目一八番一四号
（甲）株式会社ロイヤリティマーケティング　代表取締役　勝　文彦
東京都渋谷区恵比寿一丁目一八番一四号
（乙）株式会社ビヨンド・ザ・データ　代表取締役　髙木　朋行

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.eneres.co.jp/ir/stock
（乙）https://www.eneres.co.jp/company/profile/public_notice_epm

令和七年十二月八日
東京都千代田区神田駿河台二丁目五番地一
御茶ノ水ファーストビル
（甲）株式会社エナリス　代表取締役　都築　実宏
東京都千代田区神田駿河台二丁目五番地一
御茶ノ水ファーストビル
（乙）株式会社エナリス・パワー・マーケティング　代表取締役　内田　泰裕

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十三日
掲載頁　一〇二頁（号外第一三九号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月五日
掲載頁　五十三頁（号外第一二四号）

令和七年十二月八日
神奈川県小田原市本町二丁目一三番二〇号
（甲）株式会社湘南第一興商　代表取締役　仲井　正己
静岡県駿東郡清水町湯川四三番地の四
（乙）株式会社東静特機　代表取締役　若松　和浩

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月八日
東京都足立区関原三丁目二番四号―二〇三
合同会社利点　代表社員　山岡　俊也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月八日
東京都文京区目白台二丁目一二番一三号目白台Ｂｌｄ五階
合同会社ＩＮＡＺＵＭＡ　ＧＡＭＥＳ　代表社員　川口　隼人

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月八日
東京都千代田区神田佐久間町二丁目一三番三三号ムツミビル三階　合同会社ＫＳ　代表社員　グエン・ティ・ゴク・アイン

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月八日
東京都品川区東五反田一丁目二〇番四号Ｍステージ五階　橘企画合同会社　代表社員　鈴木　健人

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月八日
東京都千代田区神田佐久間町三丁目二九番九号フェリーチェ秋葉原一〇二
合同会社左川商事　代表社員　唐　賡

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月八日
東京都文京区本郷一丁目三三番四号ＵＰ・ＢＡＳＥ・ＳＵＩＤＯＢＡＳＨＩ・一〇三号室
無限視覚合同会社　代表社員　顧　沁晟

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月八日
東京都中央区日本橋室町一丁目一一番一二号日本橋水野ビル七階　ＥＰＪ合同会社　代表社員　近　武志

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月八日
和歌山県海草郡紀美野町福田三〇番地八
きみの青果合同会社　代表社員　藤垣　輝久

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年七月二十四日
掲載頁　二二五頁（号外第一六九号）

令和七年十二月八日
東京都港区虎ノ門三丁目一九―一三スピリットビル六階　ＳＯＥＬＵ株式会社　代表取締役　白土　聡志

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千七十万円減少し三百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年一月十日であり、株主総会の決議は、令和七年十一月二十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年十二月八日
三重県伊賀市緑ケ丘東町九一四―二美旗屋ビル二〇一　有限会社アイディー　代表取締役　藤川　直紀

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四千百万円減少し、減少する資本金の額全額を資本準備金とすることにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額は同日前を下回ることはありません。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年十二月八日

京都市西京区嵐山朝月町二四番地九

アセットマネジメントカンパニー株式会社

代表取締役　森　由樹雄

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円減少し、減少額全額を資本準備金とすることといたしました。

効力発生日は令和八年二月二日であり、株主総会の決議は、令和七年十一月二十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月二日

掲載頁　一三三頁（号外第一五一号）

令和七年十二月八日

広島県福山市西町二丁目一〇番一号

株式会社エフエムふくやま

代表取締役社長　内海　康仁

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四千万円、資本準備金の額を一億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和七年十二月八日

東京都港区芝浦三丁目一番一号ｍｓｂＴａｍａｃｈｉ田町ステーションタワーＮ二三階

ＡＴＦ株式会社

代表取締役　大橋　直弥

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億三九七七万六〇〇〇円、資本準備金の額を五億一六八三万一六七三円減少し、それぞれ一〇〇〇万円、二億八三七〇万四三九七円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年一月十二日であり、株主総会の決議は令和七年十一月二十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/42744/announces

令和七年十二月八日

東京都文京区向丘二丁目三番一〇号

株式会社Ｌｅｇａｌｓｃａｐｅ

代表取締役　八木田　樹

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年十二月二十四日を基準日と定め、同日午後二十四時現在の株主名簿上の株主をもって、令和八年一月十六日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和七年十二月八日

大阪府堺市堺区砂道町一丁八番一五号

株式会社井上設備サービス

代表取締役　竹村　匡史

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十二月八日

東京都足立区平野二丁目一六番一六号

株式会社東貨流通

代表取締役　早川　智

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月二十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十二月八日

東京都新宿区築地町一五番地

株式会社神楽坂ハイツ

代表取締役　青柳　秀繁

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十二月八日

東京都新宿区高田馬場二丁目一四番二号

株式会社ファンタス

代表取締役　白井　直美

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十二月八日

岐阜県大垣市荒川町六五八番地

株式会社大丸

代表取締役　伊藤誠一郎

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年一月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十二月八日

福岡市博多区綱場町四番一号

関門海運株式会社

代表取締役　和田　邦秀

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の日本における営業所を閉鎖するので、当社の全ての日本における代表者であるカシェル・キエロン・アンソニーが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月八日

横浜市中区元浜町三丁目二一番二号ヘリオス関内ビル

Ａｖｅｒｎａ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｉｅｓ　Ｉｎｃ．

日本における代表者

カシェル・キエロン・アンソニー

限定承認公告

本籍千葉県柏市あけぼの四丁目一〇番、最後の住所千葉県柏市あけぼの四丁目一〇番二〇号

被相続人　亡　森　千明

右被相続人は令和七年六月二十四日死亡し、その相続人は令和七年十一月二十日千葉家庭裁判所松戸支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年十二月八日

千葉県柏市あけぼの四丁目一〇番二〇号

相続財産清算人　森　末子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億六千九百万円減少し、百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十一日

掲載頁　九十七頁（号外第一六〇号）

令和七年十二月八日

福岡市中央区天神一丁目一三番二号

アクロス箱崎駅前特定目的会社

取締役　小林健一郎

訂正公告

令和七年十一月二十七日掲載の大阪地方裁判所に係る令和七年（チ）第三二号所有者不明建物管理命令に関する異議の催告中、物件目録の登記記録上の共有者「[illegible]」とあるのは「[illegible]」の誤りにつき訂正します。

令和七年十二月八日

正　誤

令和七年十月二十二日（号外第二百三十五号）公布厚生労働省令第百三号（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令）

（原稿誤り）

一一ページ一九行目から三四行目までを削除する。